
第4期 みなべ町地域福祉計画



令和5年3月

みなべ町

ごあいさつ

近年のわが国は、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、生活様式の多様化等により、家庭や身近な地域における助け合い・支え合いの意識といった人と人とのつながりが希薄化し、地域活動の担い手が不足するなど、地域づくりを支えてきた基盤の弱体化が懸念されています。

このような社会の中で、地域からの孤立や引きこもり、家庭内暴力や虐待など生活課題も複雑化・複合化しており、今後そのような地域課題は更に増加するものと予想されます。

このようにきわめて多種多様な問題を受け止め解決し、高齢者や障がい者、子育て世帯や生活困窮者など、様々な課題を抱えながらも全ての人々が安心安全に地域社会の中で自立して暮らすことができるためには、生活環境の整備はもちろんですが、地域住民同士による助け合い・支え合いと、福祉サービスや公的支援等が連動する必要があります。

『第4期みなべ町地域福祉計画』は、地域福祉活動による好循環を構築し、地域課題の解決をめざすため、その指針となる福祉関連計画の最上位計画として策定されました。

本計画の基本理念となる『みんなでつくろう！「地域福祉」の好循環 ～明るく住みよいまち みなべをめざして～』を実現するため、今後も地域住民の皆様をはじめ、各種団体、サービス事業者等、福祉に関係する皆様の積極的な参画をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提言をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた多くの皆様に対し、心より厚く御礼申し上げます。

令和5年3月



みなべ町長

小谷 芳正

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 地域福祉の基本的な考え方	4
3. 「地域共生社会」の実現に向けた近年の国の動き	5
4. 計画策定の視点	6
5. 計画策定の留意事項	7
6. 再犯防止の取り組みについて	9
7. 計画の位置づけと期間	10
8. 本計画とSDGsとの関係	11
第2章 現状と課題	13
1. 町の現状	15
2. アンケート結果から見る住民意識	24
3. 関係団体調査について	31
4. 本計画における懸案事項	32
第3章 計画の理念と体系	33
1. 計画の基本理念	35
2. 計画の基本目標	37
3. 施策体系	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 助け合い・支え合いの心をひろげよう！	41
1-1 福祉の心の醸成	41
1-2 地域福祉を担う人材の育成	42
1-3 人権意識の高揚	44
基本目標2 明るく豊かな地域を共につくろう！	45
2-1 見守り活動の充実	45
2-2 住民同士の交流の促進	46
2-3 地域組織の活動支援	49
2-4 地域ネットワークの強化	50
2-5 誰もが住みやすい環境づくり	52
2-6 災害時の支援体制と感染症対策の推進	53
基本目標3 安全・安心の福祉のまちをめざそう！	55
3-1 相談支援体制の充実	55
3-2 情報発信の充実	57
3-3 福祉サービスの充実	58
3-4 様々な困難を抱える人への支援	60
3-5 虐待防止と権利擁護の推進	61

3-6	再犯防止の取り組みの推進	62
第5章	計画の推進に向けて	63
1.	計画の推進	65
2.	計画の評価	65
第6章	資料	67
1.	みなべ町地域福祉計画策定委員会 設置要綱	69
2.	みなべ町地域福祉計画策定委員会 委員名簿	70
3.	福祉に関する相談先	71
4.	用語の解説	73
5.	策定の経緯	76

本文中に（※）のある用語等については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

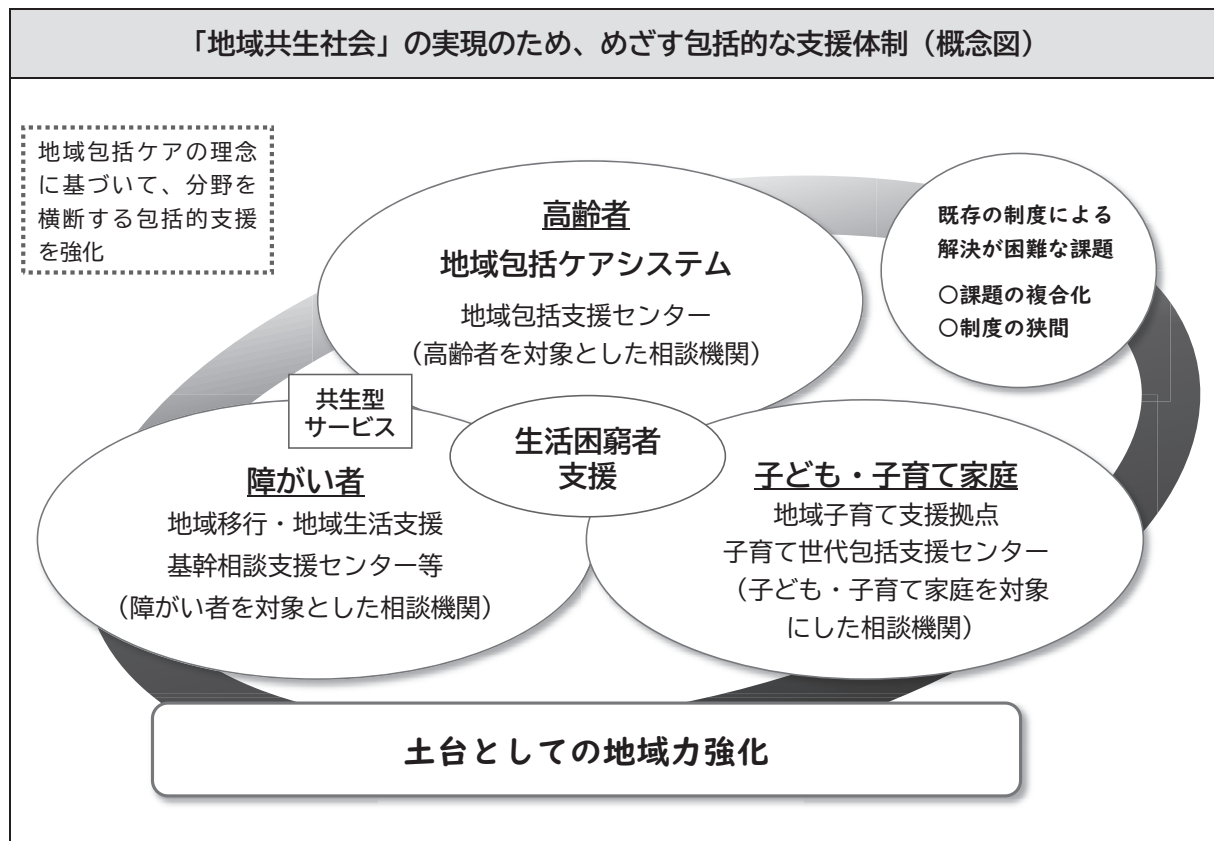
第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

近年の現状として、総人口の減少に加え、少子高齢化や核家族^(※)化、独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民同士でお互いの福祉ニーズを認識し、地域全体で課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正されました。それにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会^(※)」の実現をめざす方向性が示されました。

「地域共生社会」の実現に向けて、本町でも「地域福祉」に関する取り組みを一層推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域の実現をめざします。



3. 「地域共生社会」の実現に向けた近年の国の動き

年月	内 容
平成 27 (2015) 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成 28 年度予算)
平成 28 (2016) 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12 月	地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 29 年度予算)
平成 29 (2017) 年 2 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6 月 改正社会福祉法の公布
9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 (2018) 年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元 (2019) 年 5 月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7 月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12 月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2 (2020) 年 3 月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6 月	改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における重層的支援体制整備事業に関する改正規定は令和 3 年 4 月施行

4. 計画策定の視点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<p>●世帯の複合課題</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）・保護者の都合や家庭の事情等により、家事や家族の世話を日常的に行っている子ども（いわゆる「ヤングケアラー」）
<p>●制度の狭間にある課題</p> <ul style="list-style-type: none">・制度の対象外、基準外、一時的なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障がい者と認定されない発達障がい等の「障がいを持つ人」等）
<p>●自ら相談に行く力がない</p> <ul style="list-style-type: none">・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
<p>●社会的孤立・排除</p>
<p>●地域の福祉力の脆弱化</p> <ul style="list-style-type: none">・少子高齢化や人口減少の進行等により地域で課題を解決していく力の脆弱化
<p>●新たな地域福祉課題</p> <ul style="list-style-type: none">・単身世帯の増加、入退院の対応や看取り、死亡後の対応等

これら国が示す現状と課題を踏まえて、平成29年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

前述の5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護^(※)等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

本町では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取り組みを推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進します。

5. 計画策定の留意事項

社会福祉法第4条第1項において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神によりふだんから地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障がいのある人等を排除するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社協及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになっていきます。本町においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社協及び地域住民等が協働できる機会や場づくりを行います。

○ セーフティネット^(※)の充実

生活困窮者やひきこもり^(※)状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員^(※)等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

○ 重層的支援体制の整備

令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ^(※)等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

本町においては、重層的支援体制整備事業について実施予定はありませんが、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を整備することで、いつまでも安心して暮らせる地域社会を築くことをめざします。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があるため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要とされている。

▼高齢者・障がい者・子ども等、属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須とする。

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

6. 再犯防止の取り組みについて

(1) 再犯防止の取り組みとは

犯罪は決して許されない行為であり、犯罪をした者が同じ過ちを二度と繰り返すことがないように社会の一員として自立した生活を送るための支援が必要です。

近年、犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、「安定した仕事や住居がない」、「高齢で身寄りがない」、「障がい又は依存症がある」、「十分な教育を受けていない」等、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする者が少なくありません。こうした生きづらさや困難を抱える犯罪をした者等に対して再犯を防止し、地域社会から孤立させないための「息の長い」支援を刑事司法の関係機関をはじめとする国の関係機関、県、市町村、民間が一丸となって行う必要があります。

町における様々な活動や事業に犯罪をした者等の社会復帰を促進するという視点を反映させ、住民とともに安全・安心な地域づくりを進めていくことが再犯防止の取り組みの意義と言えます。

(2) 再犯防止推進計画について

再犯防止推進計画は、地域福祉計画等、関連する計画と一体的に策定される場合があります。そこで、地域福祉の取り組みとともに再犯防止の取り組みの意義を周知する必要があることから、今回の計画策定に際し、包含して策定することとしました。

なお、再犯防止推進計画において取り組むことが望ましい事項は次の通りです。

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した就学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥国・民間団体等との連携強化等

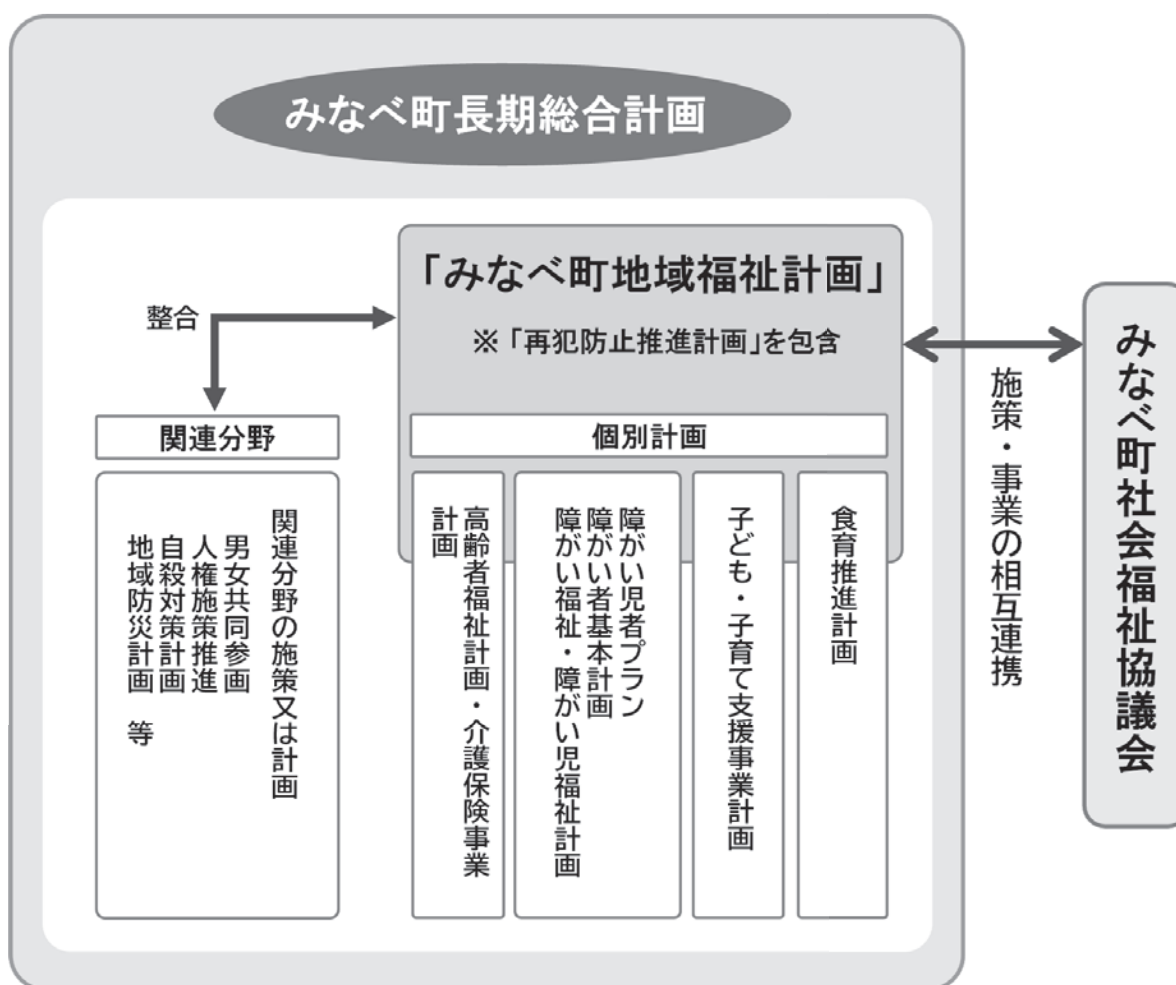
7. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、総合計画等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。


さらに、関連分野である自殺対策計画や地域防災計画等についても整合性を持ち、一体的に取り組みます。



(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

計画期間中においては、取り組み状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
「第4期みなべ町地域福祉計画」					 次期計画

8. 本計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町においてもSDGsに参画できる取り組みを推進しています。

《本計画と特に関係が深いSDGs》



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる状態や立場の人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



11. 住み続けられるまちづくりを

あらゆる状態や立場の人を受け入れるとともに、安全かつ強靱で持続可能な地域社会を実現する。



16. 平和と公正をすべての人に

すべての人に司法や公的制度へのアクセスを提供し、あらゆる状態や立場の人を受け入れられる平和で公正な社会を実現する。

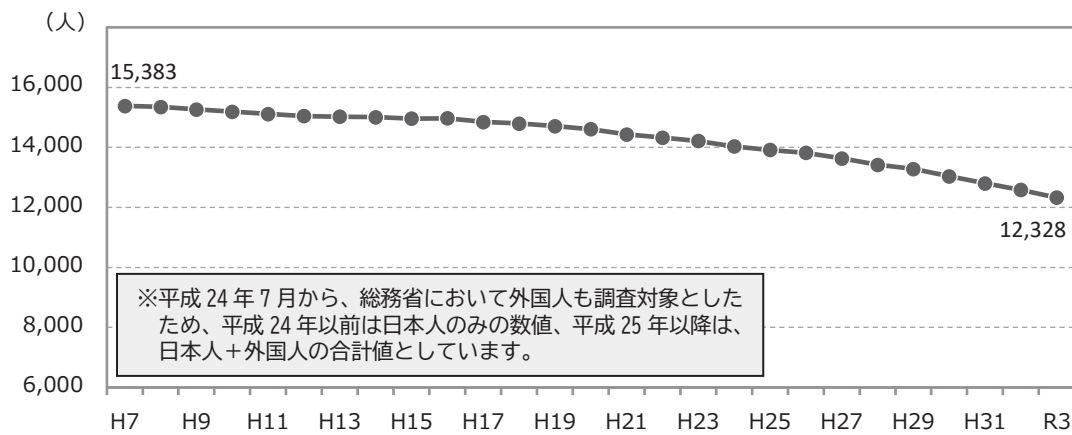
第2章 現状と課題

1. 町の現状

(1) 人口の推移

町の人口は減少で推移しており、令和3年1月1日時点では12,328人となっています。

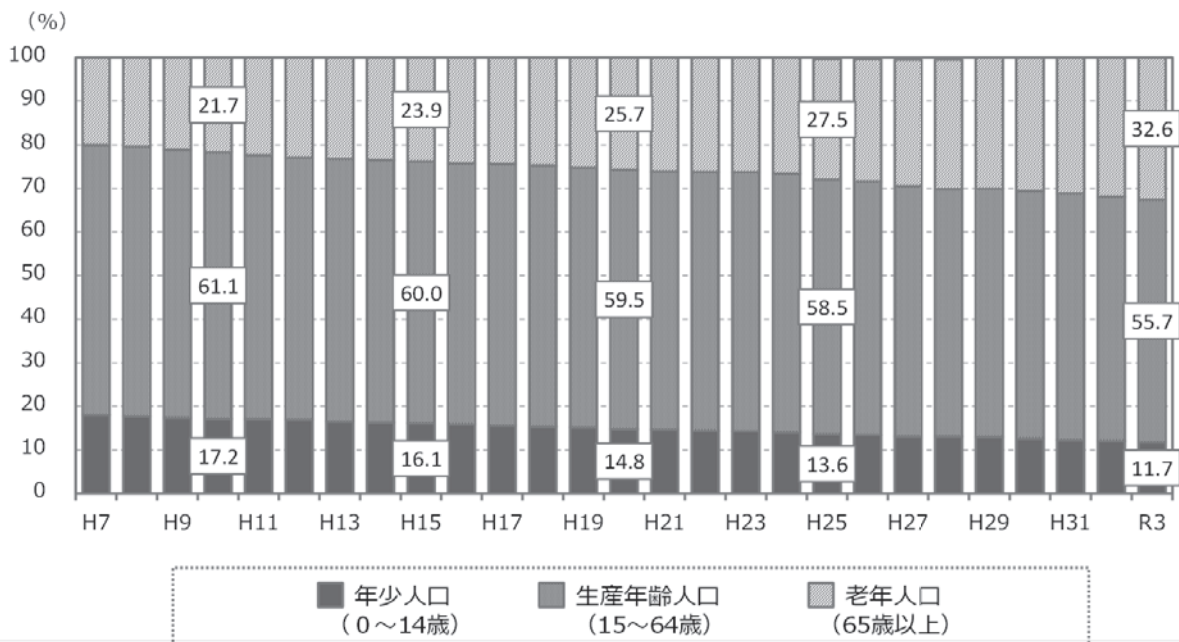
■人口の推移（住民基本台帳）



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

■年齢3区分別の人口割合の推移

年齢3区分別の人口割合の推移は、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～65歳未満）の割合は減少、老年人口（65歳以上）の割合は増加しています。



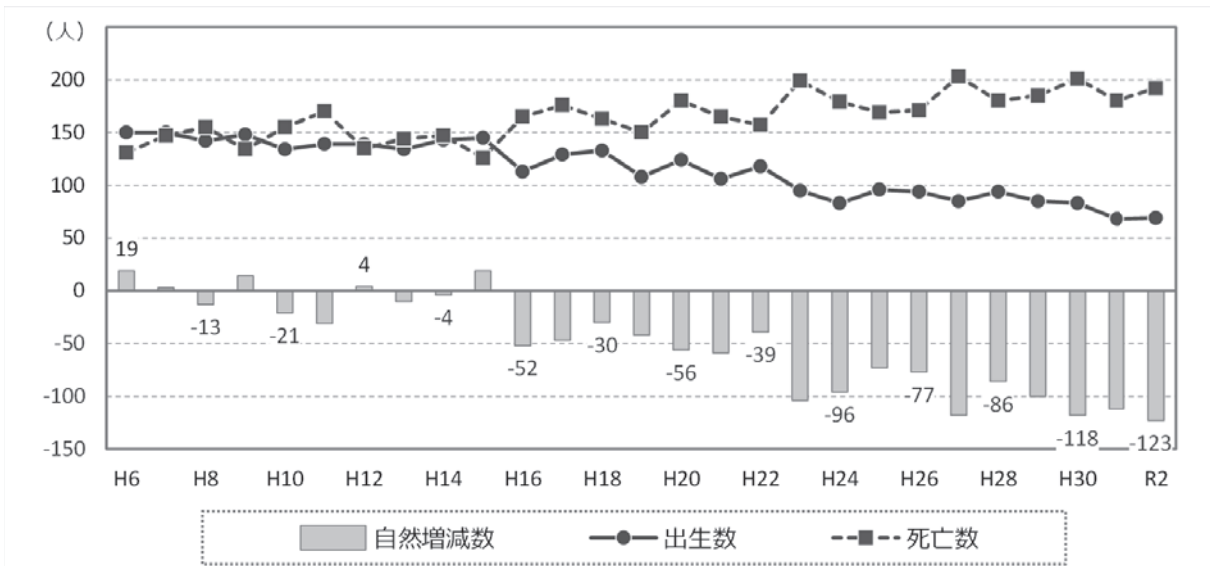
資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

(2) 自然増減、社会増減の推移

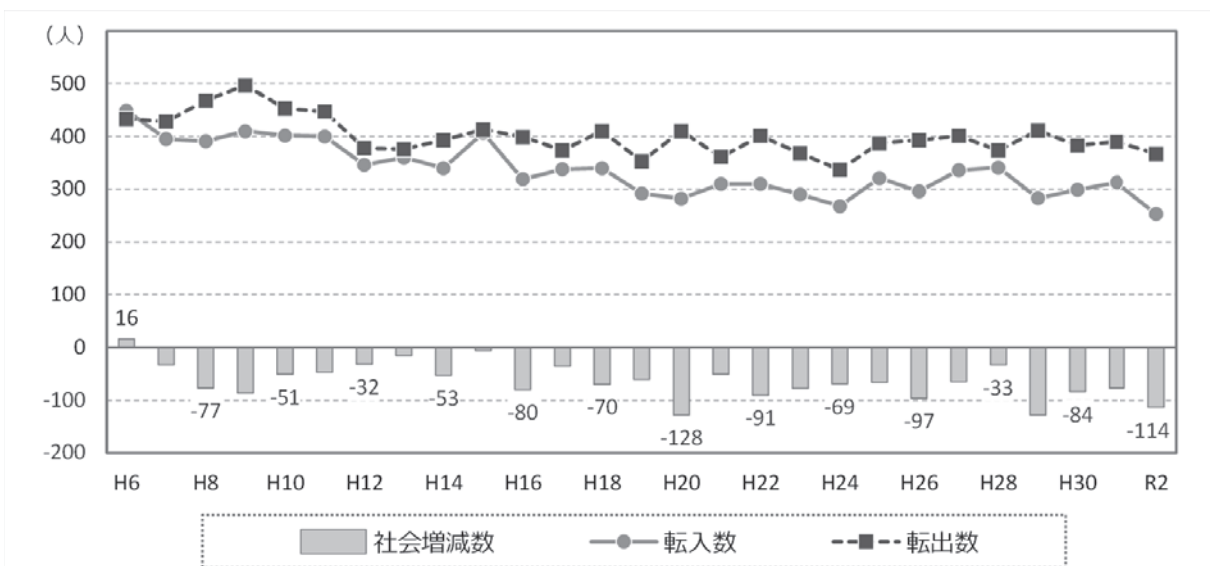
町の自然増減（出生数と死亡数の差）は、自然減で推移しています。また、出生数は減少傾向で死亡数は上昇傾向で推移していることから、自然減はいわゆる「ワニの口」（出生数と死亡数の差が拡大）の状況となっています。

町の社会増減（転入数と転出数の差）は社会減で推移しており、令和2年の社会増減数は-114となっています。

■自然増減の推移



■社会増減の推移



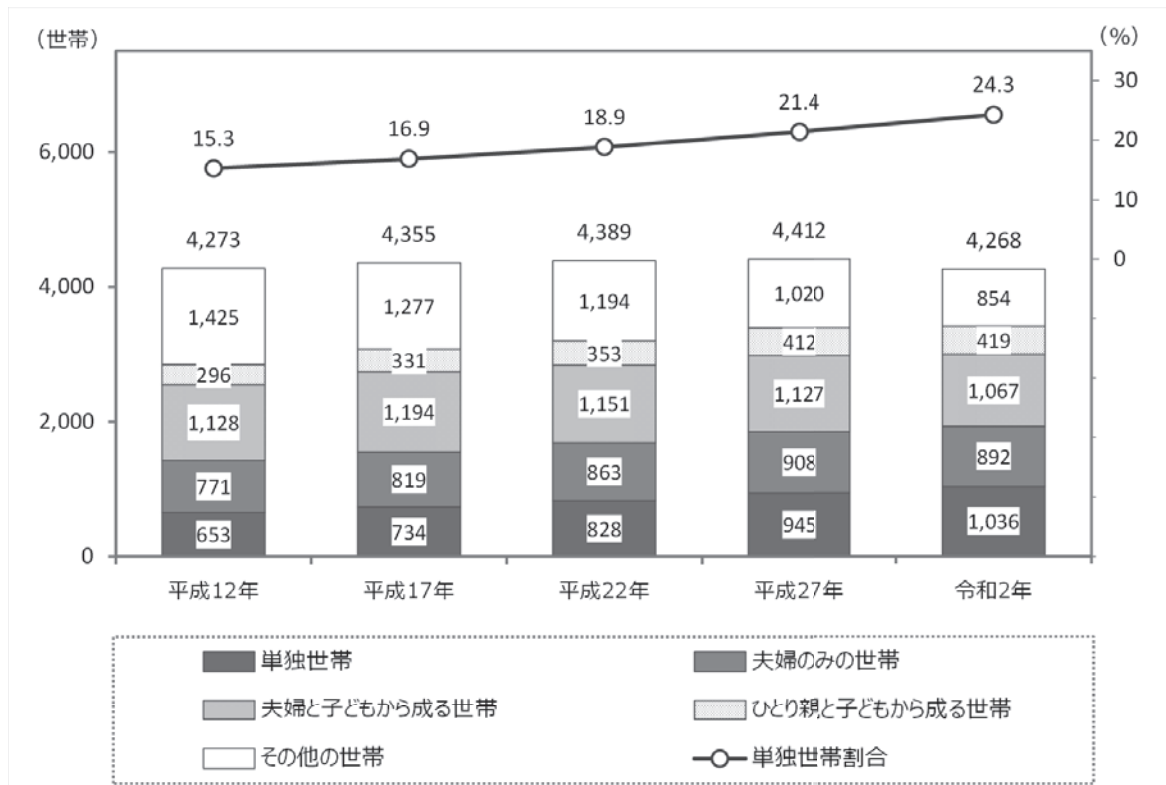
資料：総務省「住民基本台帳」※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(3) 世帯の状況

町の一般世帯数は減少していますが、単独世帯・ひとり親と子どもから成る世帯は増加で推移しており、単独世帯の割合は、令和2年に24.3%となっています。

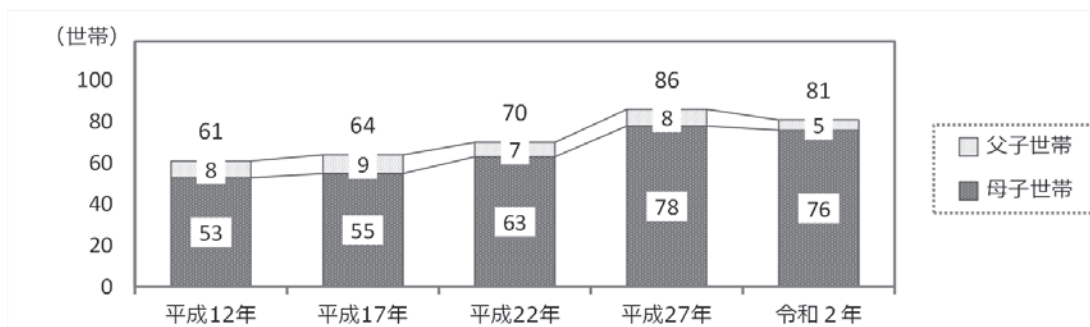
また、いわゆる「ひとり親世帯」(20歳未満の子どもがいる父子・母子世帯)は、平成27年をピークに減少に転じています。

■家族類型別一般世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

■父子・母子世帯の推移



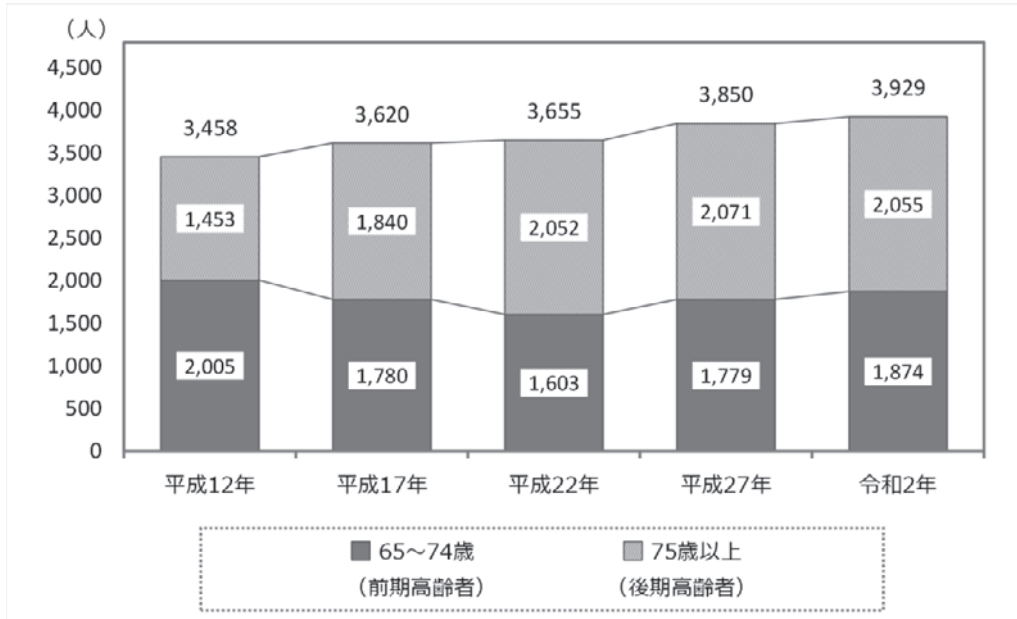
資料：総務省「国勢調査」

(4) 高齢者の状況

町の高齢者数は年々増加傾向であり、令和2年は3,929人となっています。

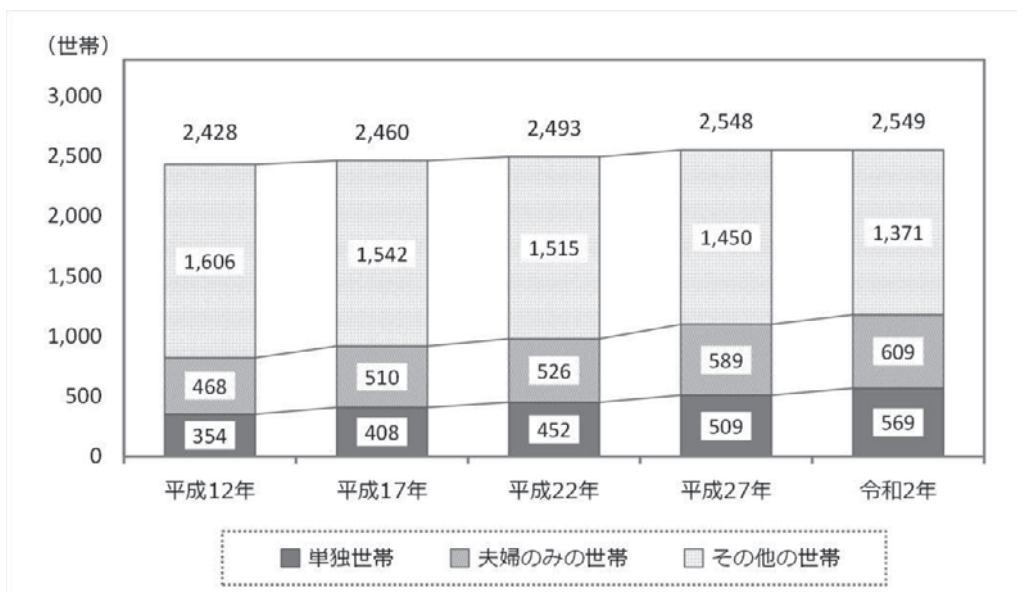
また、高齢者のいる世帯については単独世帯（独居高齢者）と夫婦のみの世帯（高齢者夫婦のみ）が増加しています。

■高齢者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

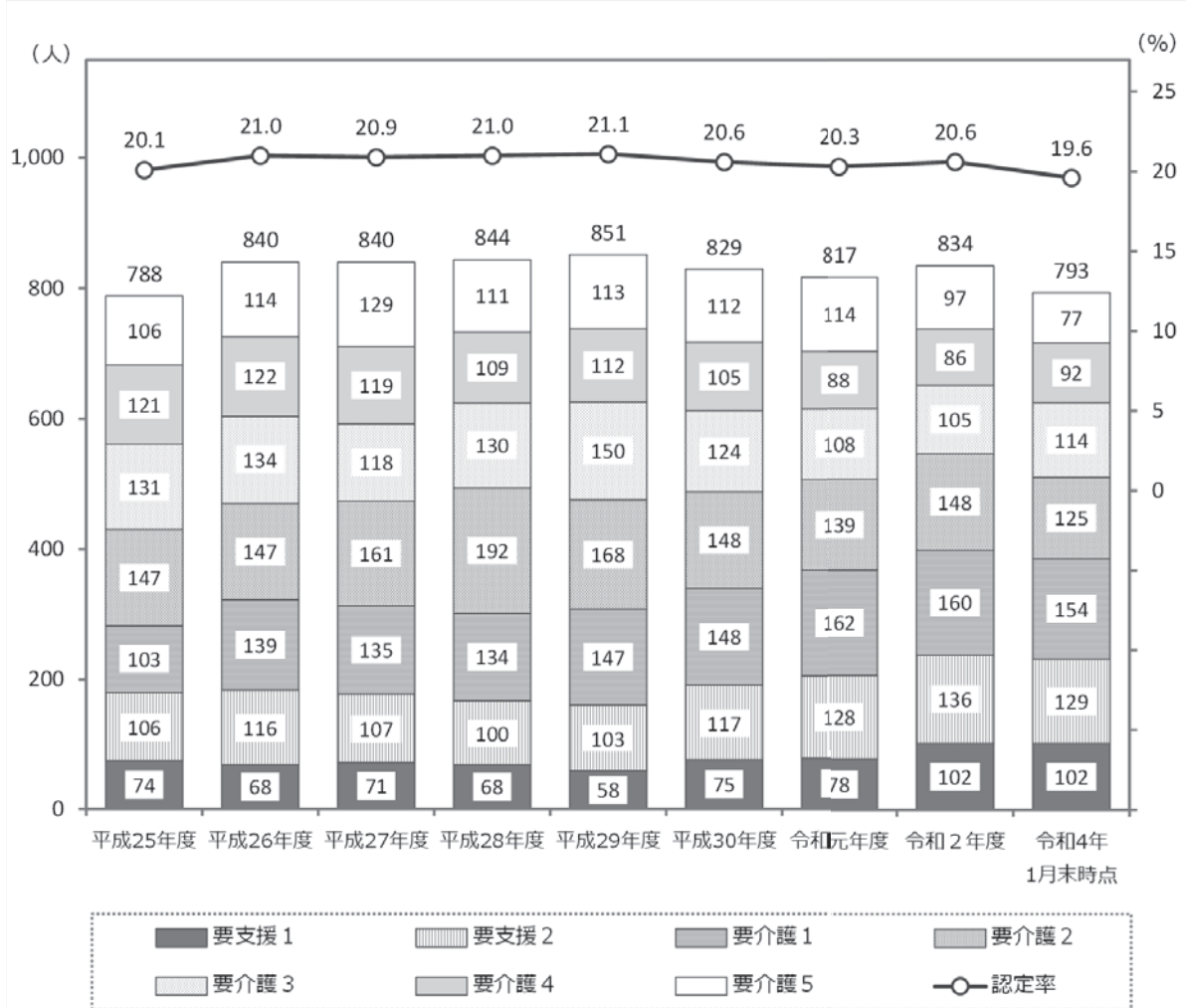
■高齢者のいる世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」

町の要介護認定者数は、令和4年1月末時点で793人、認定率は19.6%となっています。

■要介護認定者数・認定率の推移



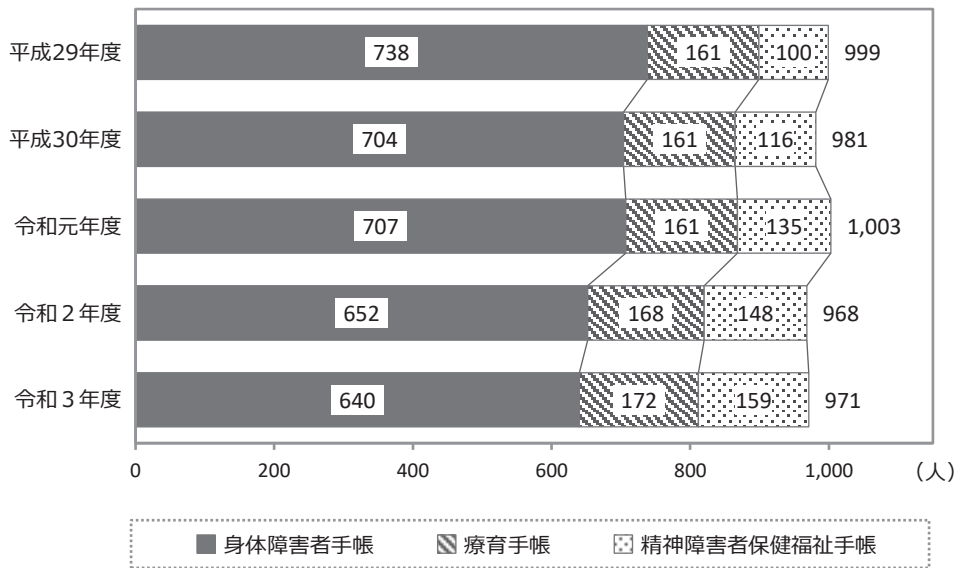
資料：平成25年度から令和元年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
 令和2年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」
 令和3年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

(5) 障がい者の状況

町の障がい者手帳所持者数は、総数は減少傾向ですが、療育・精神の手帳所持者数は増加傾向です。

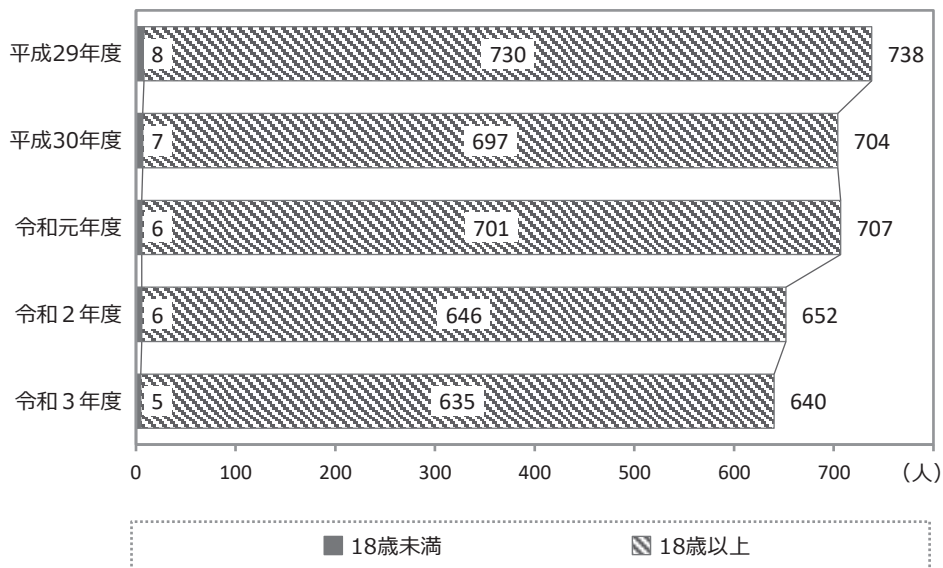
手帳別に見ると、身体障がい者手帳所持者は減少、療育手帳所持者は令和2年以降増加傾向、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加で推移しています。

■障がい者手帳所持者数の推移



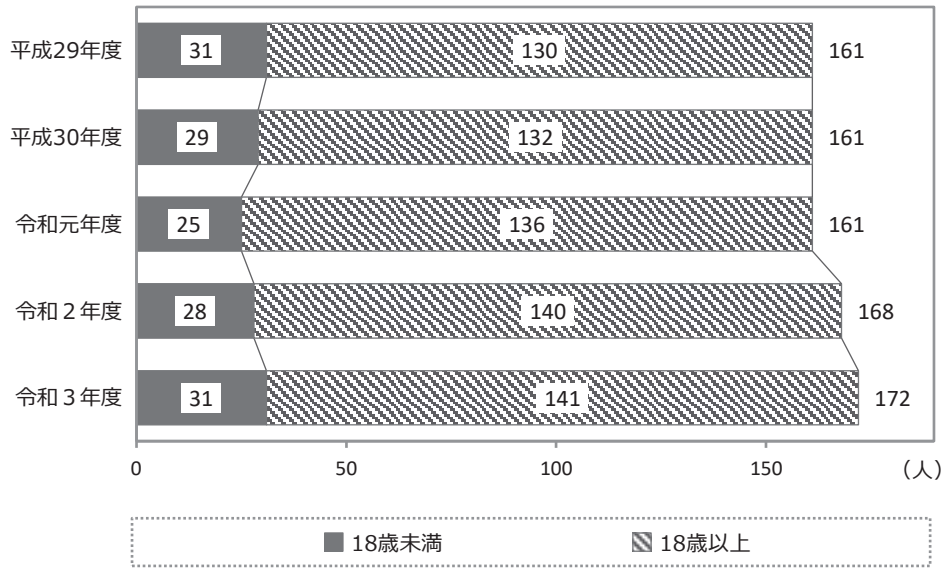
資料：みなべ町 住民福祉課

■身体障がい者手帳所持者の年齢階層別内訳



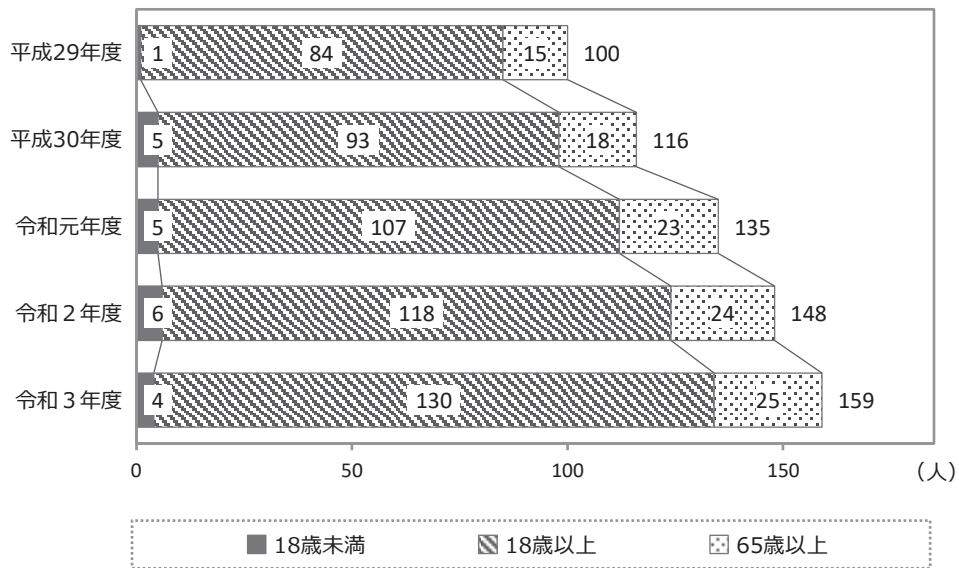
資料：みなべ町 住民福祉課

■療育手帳所持者の年齢階層別内訳



資料：みなべ町 住民福祉課

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢階層別内訳

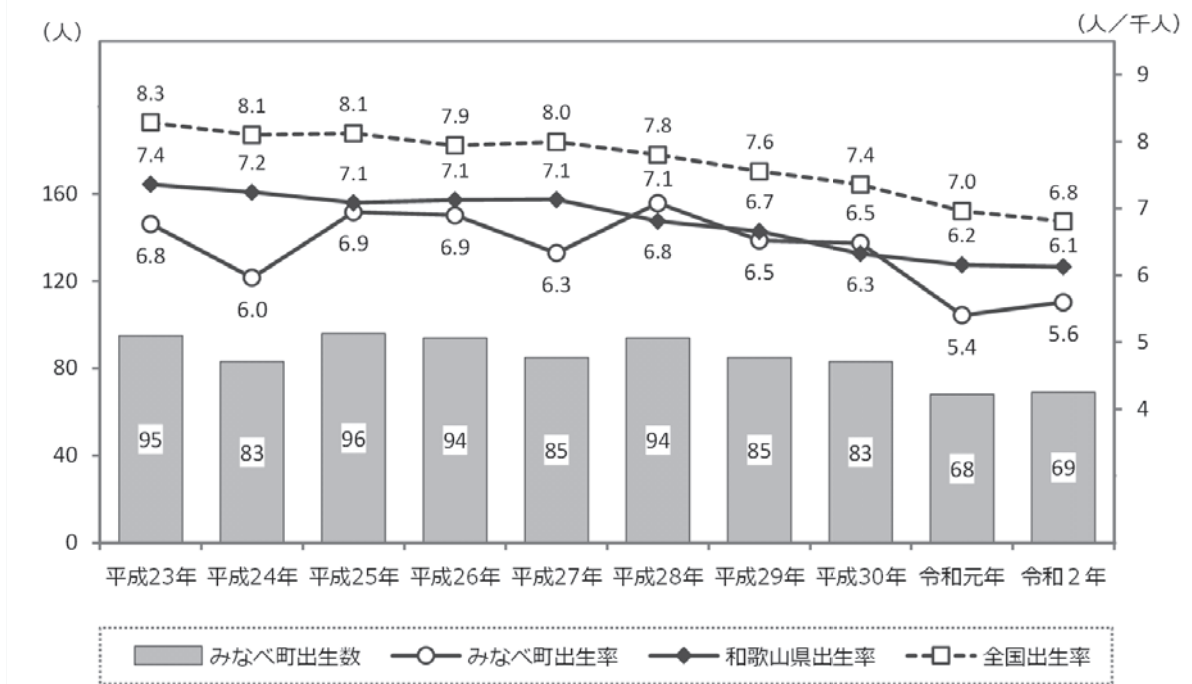


資料：みなべ町 住民福祉課

(6) 子どもの状況

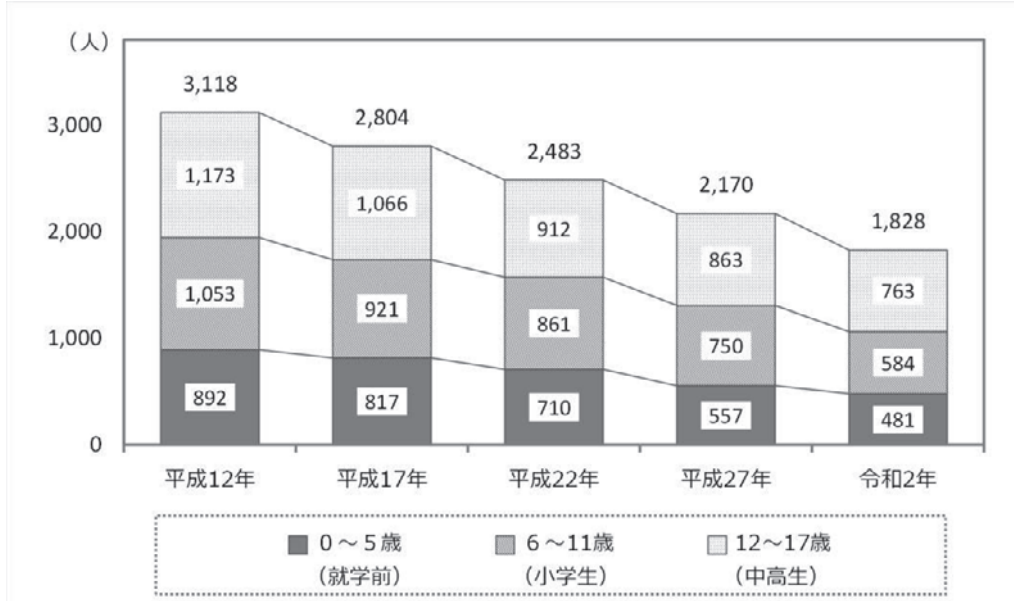
町の出生率は、全国及び県と比較して低い位置で推移しており、出生数は令和2年には69人となっています。また、町の子どもの人口は、令和2年には20年前の平成12年と比べておよそ6割まで減少しています。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

■子どもの人口の推移

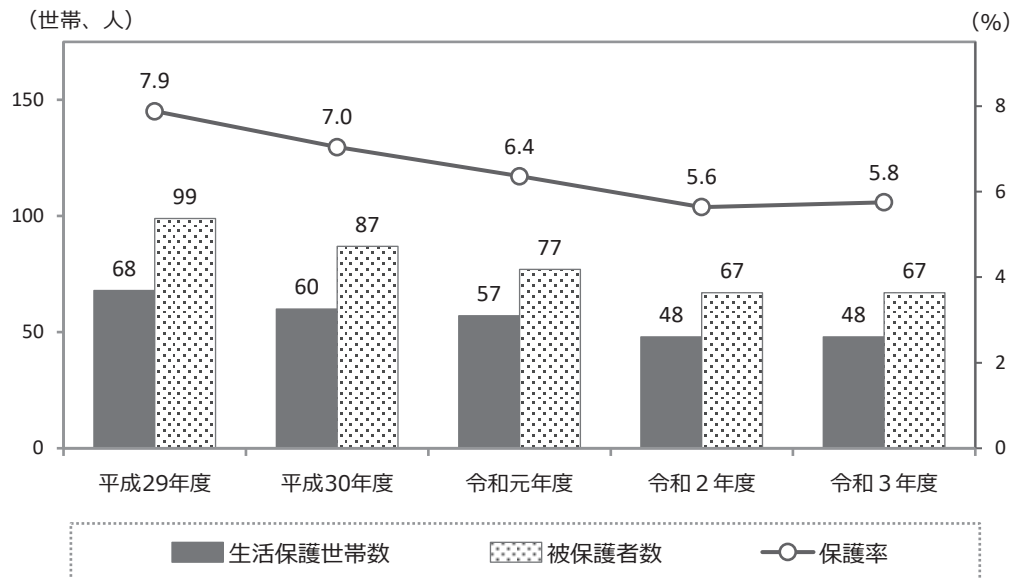


資料：総務省「国勢調査」

(7) 生活保護等の状況

町の生活保護の状況を見ると、生活保護世帯数・被保護者数ともに減少傾向にあります。

■生活保護世帯数、被保護者数の推移



資料：みなべ町 住民福祉課

2. アンケート結果から見る住民意識

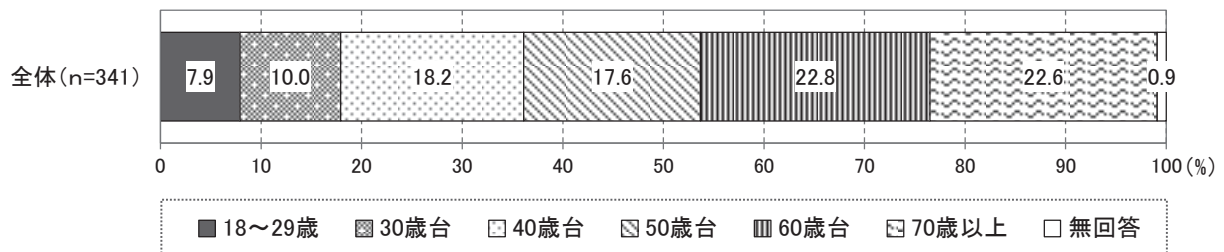
本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

- 調査対象 18歳以上の町民
- 調査対象者数 700人（無作為抽出）
- 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- 調査期間 令和4年7月14日～7月28日
- 調査内容
 - ①あなた自身のことについて
 - ②地域とのかかわりについて
 - ③福祉について
 - ④不安や悩み、相談先について
 - ⑤災害への備えや災害時の対応について
 - ⑥福祉に関する制度やしきみについて
 - ⑦福祉に関する情報や施策全般について

調査対象者数（配布数）	700票
回収数	341票
回収率	48.7%

■回答者の年齢

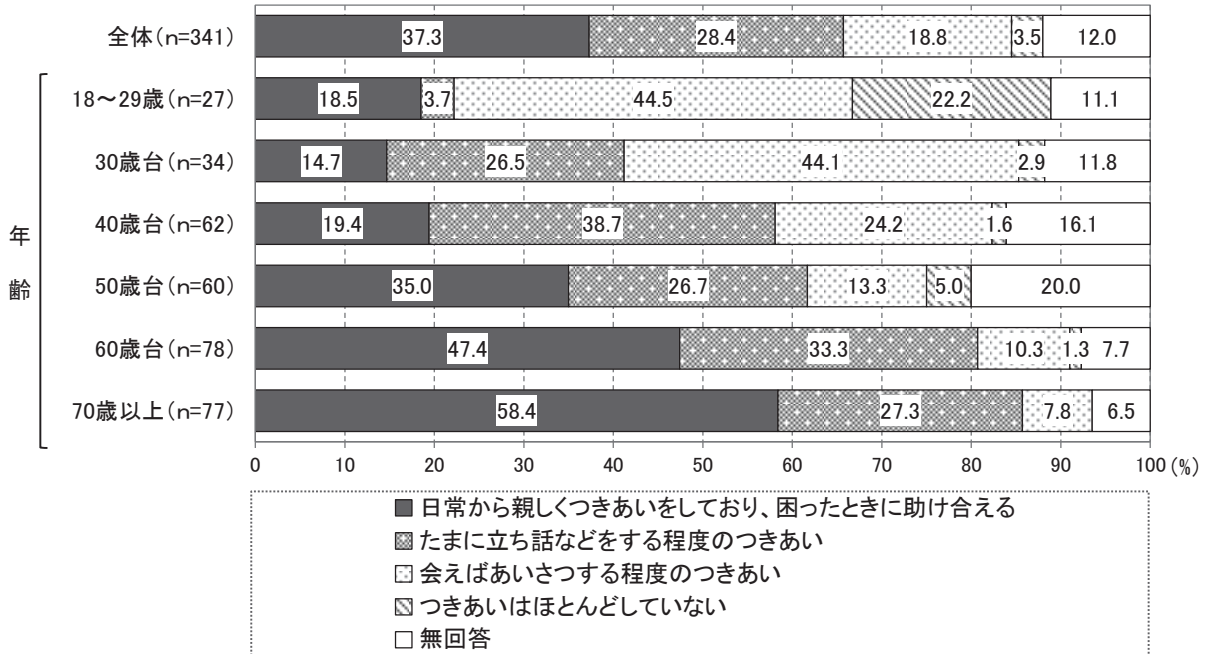
「60歳台」が22.8%と最も高く、次いで、「70歳以上」（22.6%）、「50歳台」（17.6%）の順となっています。



※ 次ページ以降で、特に着目すべき結果のみを抜粋して掲載します。

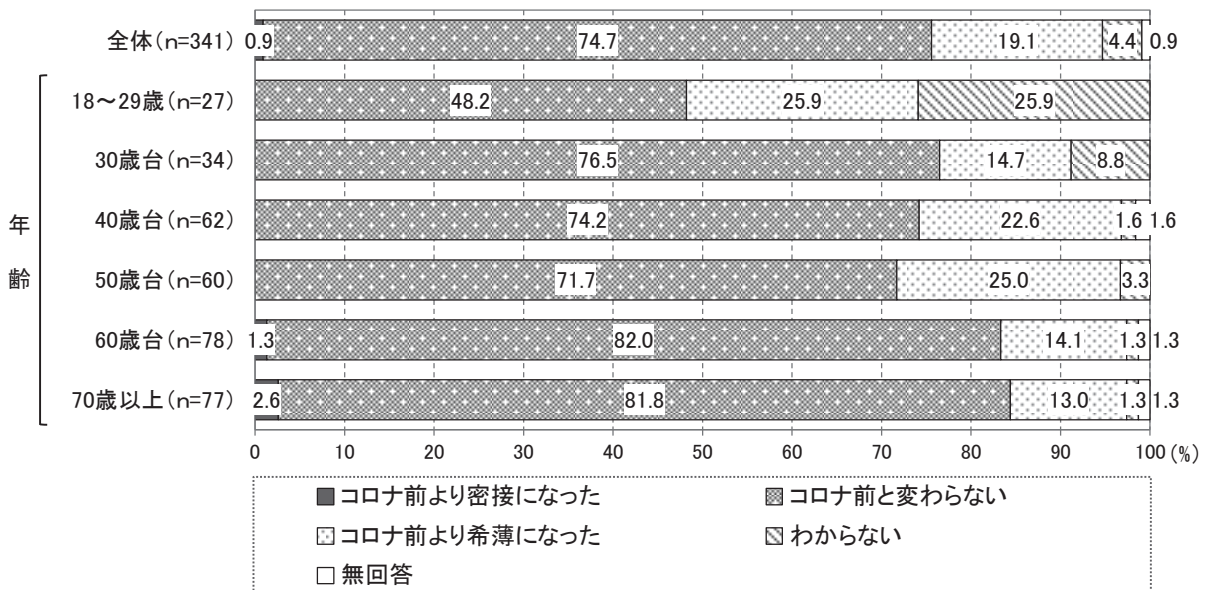
質問内容 ふだん近所や地域の人とどのようなつきあいをしているか

年齢層別で見ると、若年層ほど「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」の割合が低くなっています。



質問内容 コロナ禍において、近所や地域の人とのかかわりはどう変化したか

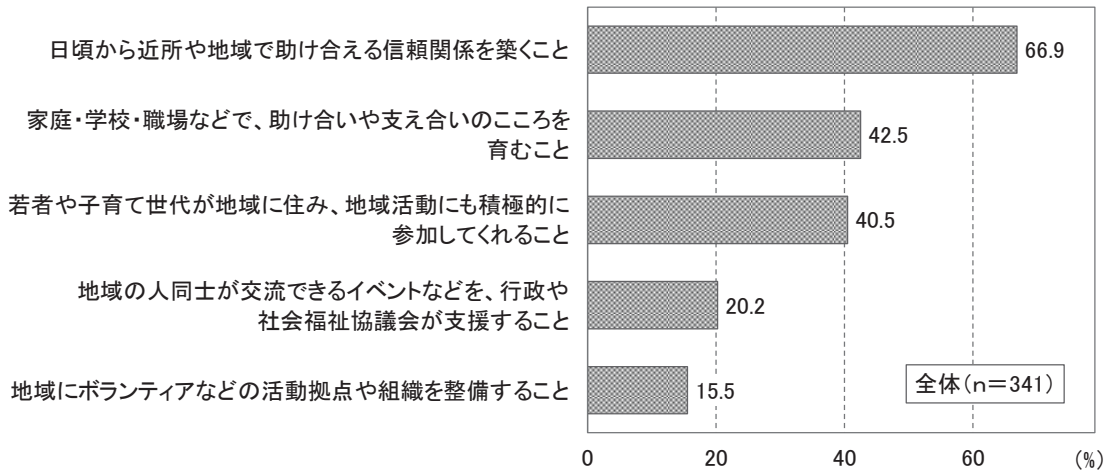
全体では、「コロナ前より希薄になった」が2割ですが、50歳台以下では「希薄になった」という割合が概ね高く、60歳台以上では概ね低くなっています。



質問内容

地域での助け合いや支え合いの活動を活発にするにはどのようなことが必要と考えるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

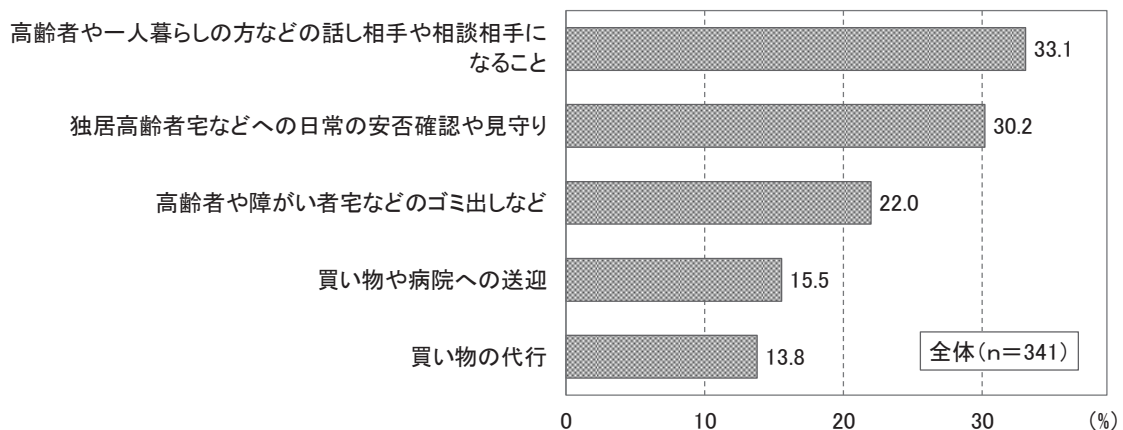
「日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと」が66.9%と最も高く、次いで、「家庭・学校・職場などで、助け合いや支え合いのこころを育むこと」(42.5%)、「若者や子育て世代が地域に住み、地域活動にも積極的に参加してくれること」(40.5%)の順となっています。



質問内容

近所や地域のつきあいやかかわりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいことはあるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

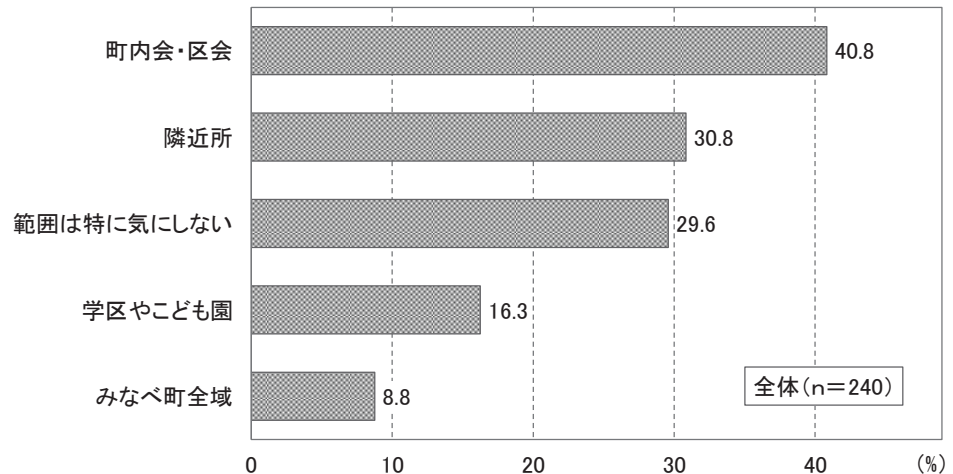
「高齢者や一人暮らしの方などの話し相手や相談相手になること」が33.1%と最も高く、次いで、「独居高齢者宅などへの日常の安否確認や見守り」(30.2%)、「高齢者や障がい者宅などのゴミ出しなど」(22.0%)の順となっています。



質問内容

ボランティア活動に参加する際、どの程度の範囲が考えられるか
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

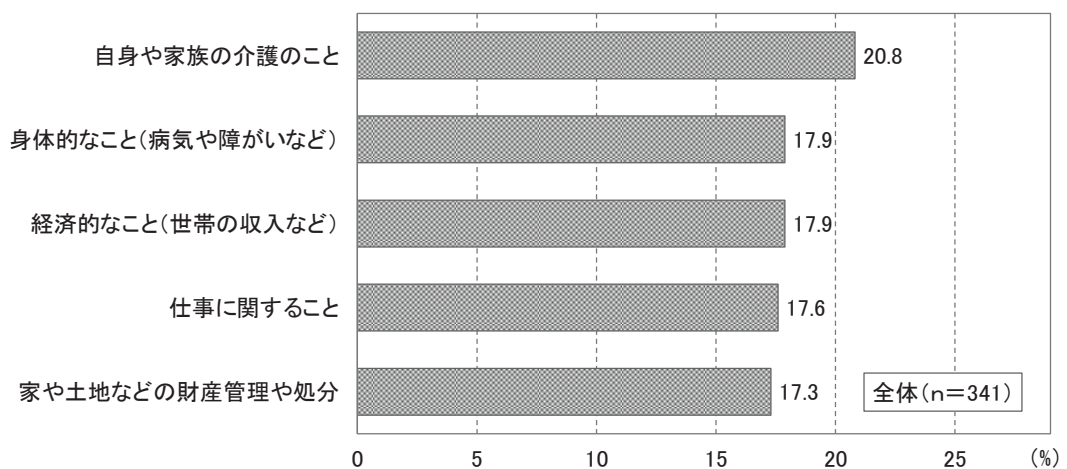
「町内会・区会」が40.8%と最も高く、次いで、「隣近所」(30.8%)、「範囲は特に気にしない」(29.6%)の順となっています。



質問内容

自身が不安に思っていることや悩んでいることはあるか (複数回答可)
※グラフは上位5番目まで

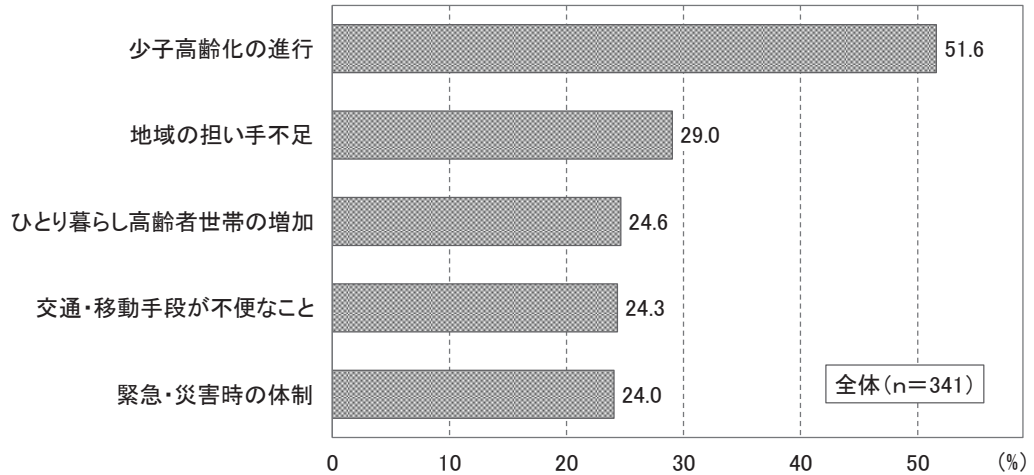
「自身や家族の介護のこと」が20.8%と最も高く、次いで、「身体的なこと(病気や障がいなど)」・「経済的なこと(世帯の収入など)」(17.9%で同率)、「仕事に関すること」(17.6%)の順となっています。



質問内容

居住地域について、どのようなことを不安・心配に思っているか
 (複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

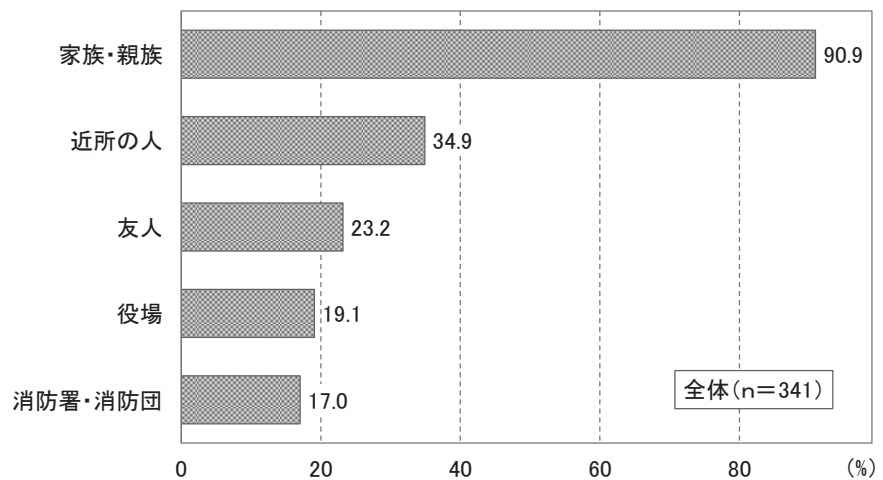
「少子高齢化の進行」が51.6%と最も高く、次いで、「地域の担い手不足」(29.0%)、
 「ひとり暮らし高齢者世帯の増加」(24.6%)の順となっています。



質問内容

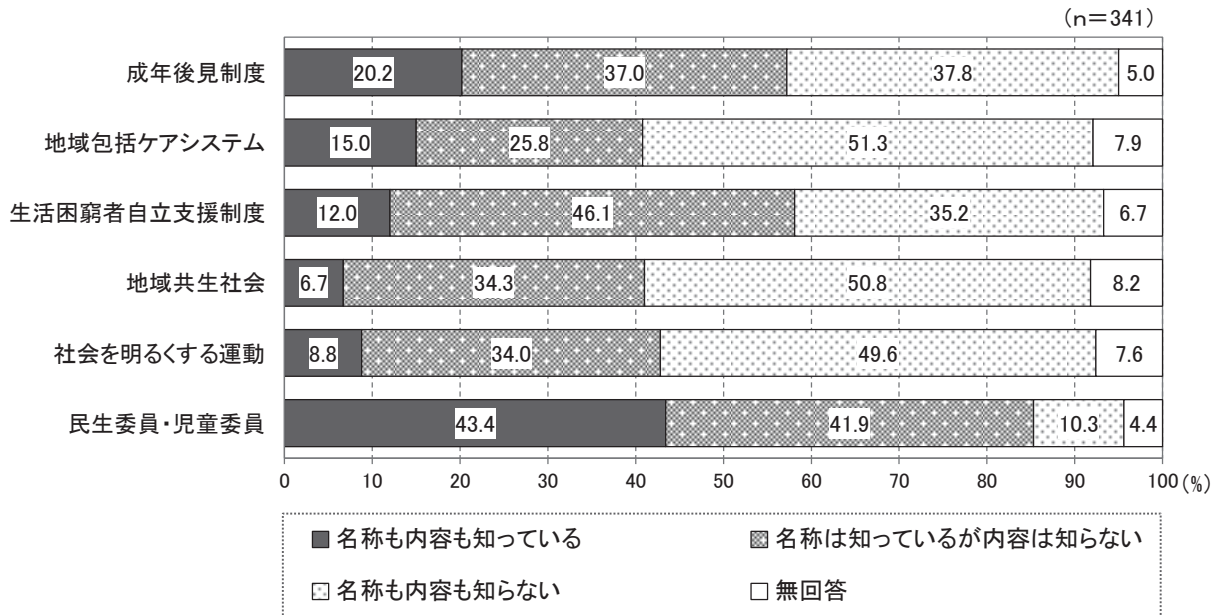
自身が災害にあわれたとき、主にだれ(どこ)を頼りにするか(複数回答可)
 ※グラフは上位5番目まで

「家族・親族」が90.9%と最も高く、次いで、「近所の人」(34.9%)、「友人」(23.2%)
 の順となっています。



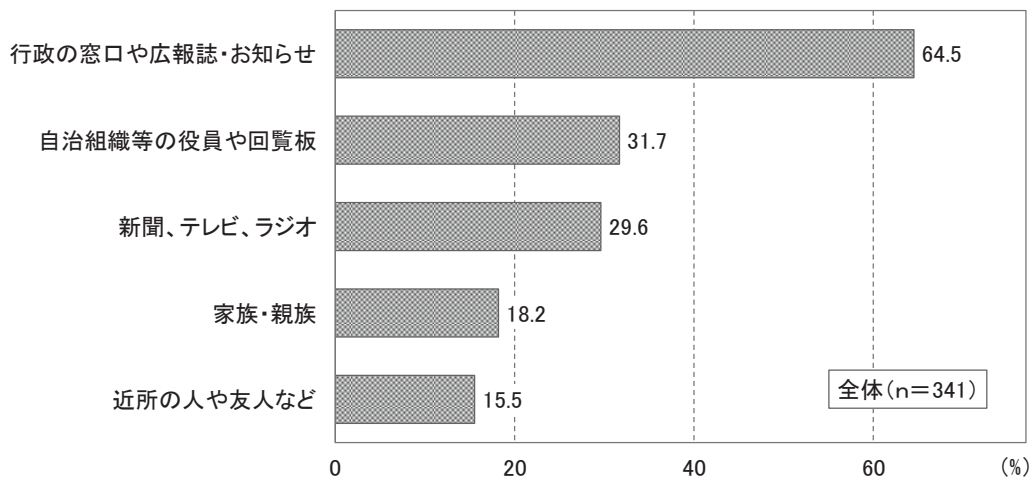
質問内容 福祉に関する名称や用語の認知度

認知度（「名称も内容も知っている」＋「名称は知っているが内容は知らない」）では、「民生委員・児童委員」が85.3%（参考：前回調査では66.0%）と最も高く、次いで、「生活困窮者自立支援制度」（58.1%）、「成年後見制度」（57.2%）の順となっています。



質問内容 福祉に関する情報をどこから入手しているか（複数回答可）
※グラフは上位5番目まで

「行政の窓口や広報誌・お知らせ」が64.5%と最も高く、次いで、「自治組織等の役員や回覧板」（31.7%）、「新聞、テレビ、ラジオ」（29.6%）の順となっています。

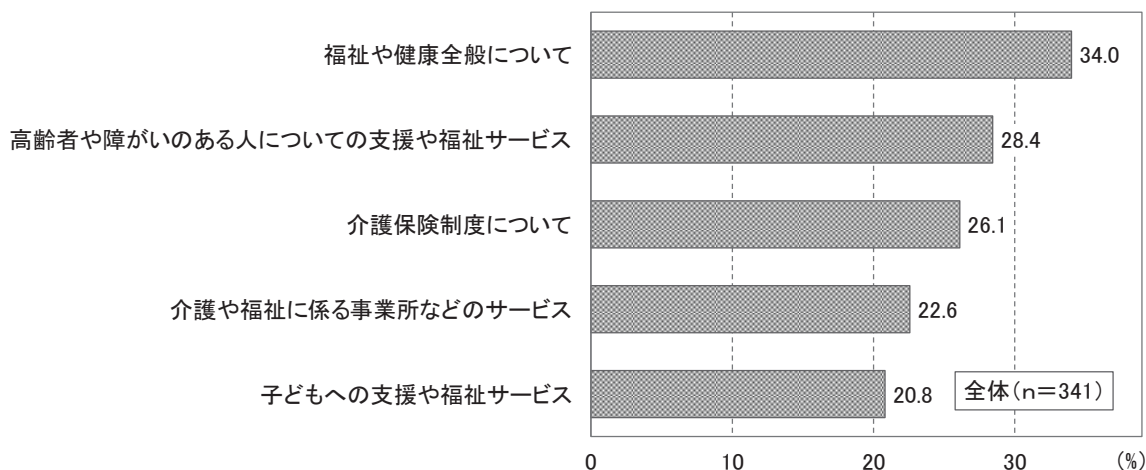


質問内容

福祉についてどのような情報を知りたいか（複数回答可）

※グラフは上位5番目まで

「福祉や健康全般について」が34.0%と最も高く、次いで、「高齢者や障がいのある人についての支援や福祉サービス」(28.4%)、「介護保険制度について」(26.1%)の順となっています。

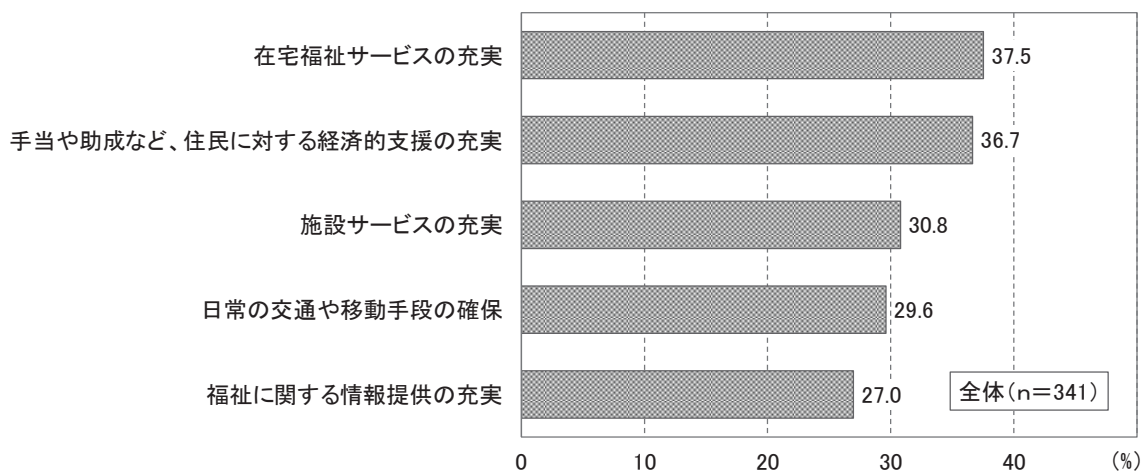


質問内容

行政や社協に対して特にどのような施策や取り組みを行ってほしいか

(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「在宅福祉サービスの充実」が37.5%と最も高く、次いで、「手当や助成など、住民に対する経済的支援の充実」(36.7%)、「施設サービスの充実」(30.8%)の順となっています。



3. 関係団体調査について

常日頃からまちづくりや高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等に対する様々な活動をされている諸団体に対して、福祉に関する考えや意見をうかがいました。

■関係団体調査による意見まとめ

①相談支援体制について

- 相談内容の複雑化・複層化に対応できるよう、あらゆる相談を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制の構築と、相談しやすい環境づくりが求められます。
- 専門人材の確保に加えて、関係機関や各種団体等のネットワークの構築と、情報共有や意見交換の場の機会が求められます。

②地域コミュニティへの支援について

- 地域コミュニティの活性化のため、地域住民がそれぞれの立場で地域活動に参加できるきっかけづくりが必要です。
- 地域における助け合い・支え合いの推進のため、それぞれの立場や身になって物事を考えられる意識の醸成が必要とされます。
- 高齢や障がい等により日常の移動手段である自家用車を運転できない人が増えることが想定されるため、移動手段の新たな仕組みづくりの検討が求められます。

③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について

- 地域住民が身近な場所でサロン^(※)活動等を行えるよう、地区公民館や福祉関係施設等の有効利用を進めるとともに、空き家等の活用を検討する必要があります。
- 少子高齢化の進展により、地域における多世代交流が減少しつつあることから、年齢に関わらず参加できる交流の場づくりが必要です。

④分野を横断する共通の取り組みについて

- 回答結果から、居場所や地域拠点の整備が最も求められていることから、各地域において世代や身体の状態を問わずに交流できる居場所や、気の合う仲間が様々な目的をもって活動できる拠点を整備する必要があります。
- 次いで、「制度の狭間の課題」への対応が挙げられており、既存支援制度の対象外となっている方や一時的なケース等、制度の狭間で支援の手が差し伸べられていない方への支援体制をどのようにしていくか、検討を進める必要があります。

4. 本計画における懸案事項

町の現状や各種調査等から、次の通り、本計画で取り組んでいく懸案事項を整理します。

■住民意識調査より

- 年齢にとらわれない地域活動への参加、世代を超えた交流の促進
- 隣近所、町内会・区会等の身近な範囲での助け合い・支え合いの促進
- 「地域福祉」に対する理解の促進と情報提供
- 災害時における地域での支援体制づくり
- 地域の少子高齢化への対応

■関係団体調査より

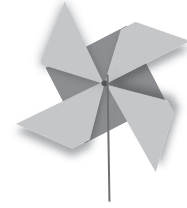
- どのような相談でもワンストップで受け止められる包括的な相談支援体制の構築
- 専門人材の確保と関係機関や各種団体等のネットワークの構築・情報共有
- 世代を超えて住民同士の関係を築く機会や社会参加・サロン活動等の場の提供
- 既存の支援制度の対象外となる「制度の狭間」への対応
- インフォーマルサービスを含む、新たな移動手段の検討

■その他、町として取り組むべきこと

- それぞれの立場や身になって物事を考えられる福祉教育の推進
- あらゆる人への虐待や暴力の防止と早期発見・早期対応できる体制づくり
- 高齢者、障がい者、子ども・子育てに関する支援の充実
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする、あらゆる感染症への対策
- 成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進
- 再犯防止の取り組みの推進
- 日常の移動手段や公共交通の確保
- 行政における全庁的・分野横断的な支援体制づくり
- 社協との連携の強化

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念



みんなでつくろう！「地域福祉」の好循環 ～明るく住みよいまち みなべをめざして～

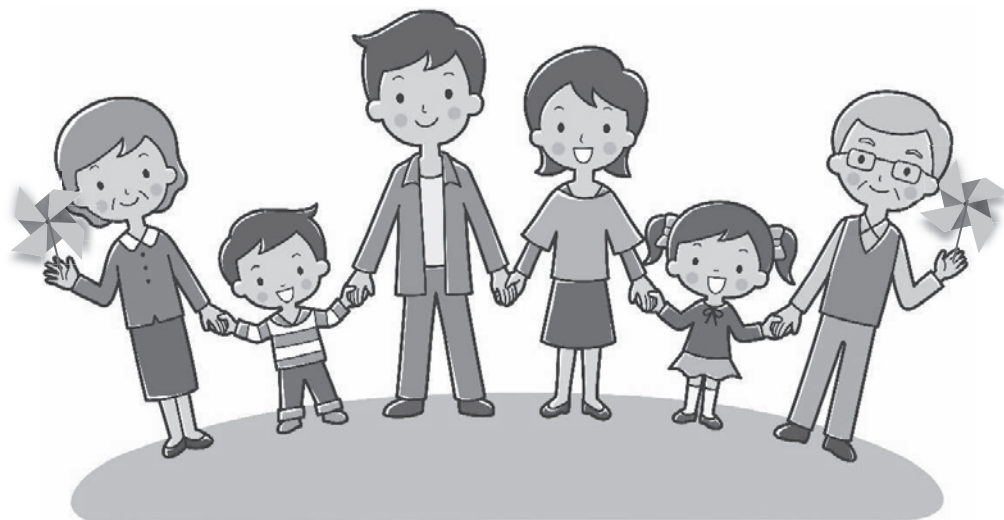
本町では、これまでの地域福祉計画において、「人のぬくもりのある町！あがらのみなべ」を基本理念に掲げて、第2次みなべ町長期総合計画と整合を図りながら様々な施策を実施してきました。

本計画では、新たな基本理念となる「みんなでつくろう！「地域福祉」の好循環 ～明るく住みよいまち みなべをめざして～」を掲げて、福祉関連の個別計画を横断する総合的な福祉施策を推進し、住民が安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

社会情勢の変化やライフスタイルの多様性により一人ひとりが抱える生活課題も多様となっている現在、「地域共生社会」の実現のためには、住民同士による福祉活動の強化や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもとに持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。

みんなで地域福祉のかざぐるまを回そう！



■みなべ町における「地域福祉」の好循環とは？

住民が安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現のためには、みなべ町の地域特性を生かした「地域福祉」の好循環をめざす必要があります。

町の現状として、総人口の減少に加え、少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。

日常からの住民の会話や地域活動が、住民同士の助け合い・支え合いに自然とつながる温かな人の良さがみなべ町にはあります。行政、社協、サービス事業者、関係機関等と連携して地域住民の活動を支え、「地域福祉」の好循環につながるよう、施策を展開します。

◇本計画でめざす「地域福祉」の好循環◇

いつまでも住み続けられる
「みなべ」のために・・・



地域での助け合い・支え合いの促進

- 茶話会、あいさつ、立ち話
- 災害時の体制
- 平常時の見守り
- サロン活動
- 地域交流
- 町内会、区会の活動
- 地域団体での活動
- ちょっとした手伝い、ボランティア

各種サービスによる福祉の充実

- 介護保険サービス
- 障がい福祉サービス
- 子ども、子育て支援（教育、保育）
- 社協による地域福祉事業

行政による取組

- 高齢者、障がい者、子どもに関する施策の充実
- 経済的支援、自立支援
- 情報提供の充実
- 相談支援体制の充実
- 福祉教育の場、機会の提供
- 関係機関、各種団体との連携

町の安全・安心のための取組

- 権利擁護
- 虐待防止
- 再犯防止
- 消費者被害、犯罪防止
- 災害時の対応
- あらゆる感染症対策

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 助け合い・支え合いの心をひろげよう！

- 学校や地域等において道徳教育・体験学習や多世代交流等による福祉学習の機会を設け、福祉の心の醸成を図ります。
- 地域や近所付き合いの中で、福祉の心による助け合い・支え合いが実践できる人づくりに取り組みます。
- 社協と連携して、ボランティア意識の向上とボランティア活動が促進される環境づくりを進めます。
- 地域での福祉活動を支える人材の育成に努めます。

基本目標2 明るく豊かな地域を共につくろう！

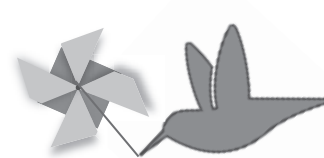
- ひとり暮らしや高齢者世帯、要配慮者のおられる世帯等への見守り活動を推進します。
- 地域住民が自主的に活動できるよう、地域サロンの立ち上げや運営等を支援します。
- 地域住民や団体等の交流を促進し、地域福祉の輪を広げます。
- 地域住民と各種団体やサービス提供事業所等の連携を一層深めるとともに、会議等による意見交換・情報共有を図る等、地域ネットワーク機能の強化に努めます。
- 災害時の避難支援体制の強化や公共施設等におけるバリアフリー^(※)化・ユニバーサルデザイン^(※)化の推進、日常生活に欠かせない公共交通網の維持により、誰もが住みやすいまちづくりに努めます。

基本目標3 安全・安心の福祉のまちをめざそう！

- 多様な相談を受け止めるため、行政と関係機関との包括的な連携を強化するとともに、適切な福祉サービスが行き届く情報発信の充実や福祉サービスの充実等を図ります。
- 困難を抱える方を支える仕組みづくりや、虐待防止と早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進、再犯防止等に取り組むことで、セーフティネット機能の強化に努めます。

3. 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。



基本理念

みんなでつくろう！「地域福祉」の好循環
～明るく住みよいまち みなべをめざして～

基本目標

施策

基本目標1

助け合い・支え合いの
心をひろげよう！

- 1-1 福祉の心の醸成
- 1-2 地域福祉を担う人材の育成
- 1-3 人権意識の高揚

基本目標2

明るく豊かな地域を
共につくろう！

- 2-1 見守り活動の充実
- 2-2 住民同士の交流の促進
- 2-3 地域組織の活動支援
- 2-4 地域ネットワークの強化
- 2-5 誰もが住みやすい環境づくり
- 2-6 災害時の支援体制と感染症対策の推進

基本目標3

安全・安心の福祉の
まちをめざそう！

- 3-1 相談支援体制の充実
- 3-2 情報発信の充実
- 3-3 福祉サービスの充実
- 3-4 様々な困難を抱える人への支援
- 3-5 虐待防止と権利擁護の推進
- 3-6 再犯防止の取り組みの推進

第4章 施策の展開

基本目標1 助け合い・支え合いの心をひろげよう！

1-1 福祉の心の醸成

地域住民が幸せや豊かさを実感して人生を過ごせることをめざして、学校等での福祉学習や地域での多世代交流等を行っており、引き続き充実した取り組みを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において福祉に関する理解を深め、関心を持ちます。 ・地域や近所付き合いの中で、困っている人がいたら、互いに助け合い、支え合えるように努めます。 ・福祉に関する学びの機会に積極的に参加します。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等に対し、福祉教育を行います。 ・福祉サービス事業者においてはその専門性を生かして、地域住民に対して福祉の学びの場を提供します。
町	<p>(1) 福祉に関する学びの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の活動においては、担い手の育成や幼少時からの福祉教育や生涯学習等が重要となります。そのため、家庭や地域での子どもの頃から福祉活動の体験や、学校で福祉教育を行うことにより、福祉の心を育み、将来、地域福祉の担い手となるよう育成します。 ◆総合学習や社会科の授業における福祉施設での職場職業体験 ◆社会福祉協議会の協力による車いす体験や、認知症高齢者の理解促進 ◆健康長寿課の協力による妊婦体験 等
	<p>(2) 世代間交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会や各種団体等と連携協力した生きがいづくりや活動の場づくりを支援するほか、公共施設を活用し、地域交流の場を積極的に利用します。 ◆地域における交流イベントの実施 ◆老人会と保育所・こども園、学校等との交流事業 等

1-2 地域福祉を担う人材の育成

社協と連携して、幅広い年齢層がボランティアに関われるよう支援を行い、住民の多彩な才能をボランティア活動に生かせる環境づくりを進めます。

また、助け合い・支え合いによる地域福祉活動を促進するため、多世代が共に地域の担い手となれるよう努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に興味を持ち、参加するようにします。 ・住民一人ひとりが、助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識します。 ・青壮年や元気な高齢者の方も、自治会等の地域組織活動に積極的に取り組みます。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所として職員と共に地域福祉活動へ参加します。
町	<p>(1) 高齢者の活躍の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者を福祉の生活支援サービスの担い手として活躍できるよう必要な方策を講じます。 ◆生活支援体制整備事業と介護予防事業の一体的な取り組みによる元気な高齢者への活動支援 等
	<p>(2) ボランティア活動の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代を問わず誰でも取り組めるよう、社協や各種団体等と連携して、ボランティアの意義や活動に対する理解を深め、参加につながるような養成講座や研修会等の取り組みを行います。 ◆手話奉仕員養成研修の開催 ◆認知症サポーター^(※)の養成 等
	<p>(3) 地域福祉に関わる担い手の発掘と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や町内会、各種団体と連携して、若年層や勤労者層、団塊世代等の様々な年齢層に働きかけ、地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成への取り組みを続けます。 ・地域の人々を牽引していく人材の発掘や養成のための研修等を実施し、中長期の視点に立って資質の向上を図ります。 ◆生活支援コーディネーターによる活動 ◆防災研修会の開催 等

コラム

町内活動

福祉のまちづくりの実現にむけて
社会福祉協議会の活動

生活支援コーディネーター

みなべ町社会福祉協議会では、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が活動しています。



遠方のしろやまサロン利用者の送迎をボランティアが実施。それをコーディネーターが調整。



福祉農園



平成27年から「畑作業を通して自宅で過ごされている方々が一歩でも外に踏み出せれば」との思いから、農福連携の取組として福祉農園の活動が始まりました。

さまざまな生きづらさを抱える人たちと共に歩み、福祉農園は町の委託事業として、令和4年4月1日より新たにみなべ町地域活動支援センターとして活動をスタートしました！



農園作業だけではなく、創作活動やさまざまな生産活動の機会を提供できるようになりました！

その他地域福祉事業一覧

紙おむつ助成事業
福祉タクシー券助成事業
福祉サービス利用援助事業
成年後見事業（法人後見事業）
生活福祉資金貸付制度
地域生活支援事業
前芝・岡崎修学資金貸付制度

福祉車両の貸し出し事業
地域福祉活動支援事業
福祉器具貸与事業
訪問給食サービス及びボランティア給食サービス
社会参加促進事業

等

地域の福祉に関することについて、お気軽にご相談ください

みなべ町社会福祉協議会 はあと館

TEL: 0739-72-5611

FAX: 0739-72-5610

1-3 人権意識の高揚

高齢者、障がい者、女性、子ども・子育て家庭、生活困窮者等、あらゆる立場の方に関する人権の啓発と人権教育を推進するとともに、差別の解消や男女共同参画^(※)社会の推進等、様々な取り組みを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において人権に関する理解を深め、互いを尊重する心を育みましょう。 ・人権に関する学びの機会に積極的に参加しましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域へのサービスについて、職員の人権意識を高めることにより、人権に配慮したサービスの提供に努めます。
町	<p>(1) あらゆる人権問題の解消に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、学校、職場等における人権の尊重や部落差別の解消のため、啓発活動により人権に関する理解を深めることに努めます。 ◆人権週間に係る啓発活動 ◆みなべ町人権推進委員会と連携した研修会や学習教材の提供 ◆広報紙やホームページ等を活用した啓発 等
	<p>(2) 男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が互いに尊重し活躍し合える地域社会の実現をめざすため、男女問わず幅広い年齢に理解を促す啓発・広報を実施します。また、関係団体や教育機関と協力し、人権の尊重と男女共同参画に関する理解を深めていくために、適切な学習機会の充実を図ります。 ◆男女共同参画週間と女性に対する暴力をなくす運動期間に係る啓発活動 ◆広報紙やホームページ等を活用した啓発 等

基本目標2 明るく豊かな地域を共につくろう！

2-1 見守り活動の充実

日常からのあいさつや声かけをはじめ、高齢者や障がい者等の支援を必要とする人の情報把握等により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、見守り活動の充実に努めます。

各主体が取り組む主要内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけを行い、互いのことを気にかけるようにします。 ・ 自治会や民生委員児童委員協議会、老人クラブ、女性会、消防団等、地域で活動する様々な団体で、要配慮者に対する見守りを行います。 ・ 子どもの安全・安心のため、住民が主体的に見守り活動を行います。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所が所在する地域での見守り活動に参加します。 ・ 福祉サービス事業者はその専門性を生かして、地域や関係機関と連携しながら見守り活動に取り組みます。
町	<p>(1) 地域における日常の見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の福祉や生活課題解決に向けて、住民主体の見守りや支援活動を促進します。 ◆ 地域見守り協力員の育成 ◆ 民生委員・児童委員による見守り活動 ◆ 地域ボランティアによる児童生徒の見守り活動 等

2-2 住民同士の交流の促進

地域福祉の推進のため、地域住民の居場所・交流の場は不可欠であるため、地域サロン等、地域活動拠点の立ち上げや活動継続に関する支援を行います。

各主体が取り組む主な内容																								
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が気軽に集える場や交流の場を作るとともに、そのような機会に積極的に参加します。 ・高齢者をはじめ、ひとり暮らしの方や閉じこもりがちな方等も参加できるよう、声かけや配慮を行います。 ・集える場や交流の場を通して、地域の情報共有や配慮が必要な方の状態の確認等を行うようにします。 																							
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の集いの場や交流の場に積極的に向かいます。 ・地域住民も参加できる祭りや各種イベント等の開催に取り組みます。 																							
町	<p>(1) 高齢者の交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会や各種団体等と連携し、生きがいづくりや活動の場を支援するほか、公共施設を活用した地域交流の場づくりを促進します。 ・各地域におけるサロンやつどいの場づくりを支援します。 ◆住民主体の通いの場（いきいき百歳体操、寝込まんず自主サークル サロン等） ◆長寿クラブ活動への支援 ◆長寿大学（南部公民館主催）への支援 <p>【サロンの設置状況】 令和3年12月末現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>第3期計画</th> <th>第4期計画</th> </tr> <tr> <th>平成30年3月</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主に高齢者を対象としたサロン</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td>主に障害のある方を対象としたサロン</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>主に子育て中の方を対象としたサロン</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>対象者の属性を問わないサロン</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 障がい児者の交流と社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション等への参加を促進します。 ◆ふくうめまつり・芸術文化祭等、町内作業所と共同による催し ◆グランドゴルフ大会の開催 ◆みなべ町障がい者交流作品展の開催 等 		第3期計画	第4期計画	平成30年3月	令和3年	主に高齢者を対象としたサロン	12	25	主に障害のある方を対象としたサロン	2	3	主に子育て中の方を対象としたサロン	8	8	対象者の属性を問わないサロン	1	2	その他	5	5	合計	28	43
	第3期計画		第4期計画																					
	平成30年3月	令和3年																						
主に高齢者を対象としたサロン	12	25																						
主に障害のある方を対象としたサロン	2	3																						
主に子育て中の方を対象としたサロン	8	8																						
対象者の属性を問わないサロン	1	2																						
その他	5	5																						
合計	28	43																						

	<p>(3) 子ども・子育て世代の交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を中心とした地域住民相互の交流と学習の場として、旧南部幼稚園を整備し「みなべ町子育て交流施設」を新たに開設します。 ・ふたば福祉会の放課後等デイサービス「はぐみ」を、南部保育所跡地へ移転し再整備し、地域福祉の交流を促進します。
--	---

コラム

町内取組

子育て交流施設へ変身！
旧南部幼稚園の跡地利用

子育て世帯を中心に
地域住民の
交流と学習の場

目的

町の子ども及び子育て家庭を中心に世代を超えて町民が交流できる環境を整備し、町民の自発的な学習及び活動の場を提供する。

住所: 日高郡みなべ町芝503-1



旧南部幼稚園が生まれ変わった「みなべ町子育て交流施設」の2つの機能



1. 乳幼児及びその保護者が自由に集い交流し、子育てに関して必要な情報を収集することのできる機能
2. 町民が生涯を通じて学び、交流し、活動することができる機会を提供し、町民の自発的な学習活動及び新たな交流活動を推進する機能

南部幼稚園が昨年度末で閉園したのをきっかけに、園舎の有効利用のため、子どもや子育て家庭を中心に「世代を超えて」町民が交流するための施設にします。
交流だけでなく、学習したり読書したりする場としても気軽にご利用ください！



園庭は周辺の公民館や図書館などの利用者駐車場にする予定です！

コラム

町内取組

地域交流の拠点 住民が集まり、憩う場所

放課後等デイサービス
「はぐみ」
建物の今後の活用

目的

放課後等デイサービス「はぐみ」を運営していく中で、従来の障がい児を対象とした運営だけではなく、「地域における公益的な取組」を普段の活動に繋げていくことを目的とする。

今後の活用事例

住民の集まる場所・憩いの場の提供

1

- ・まちライブラリー
- ・サロン、出張カフェ
- ・講師を呼んでのワークショップ開催

住所：日高郡みなべ町東吉田11
電話：0739(34)2301

住民に向けての福祉に対する理解の周知

2

- ・交流事業を企画し、お互いを知る中で障がい理解を深める
- ・障がい者に関わる情報の提供、書籍や貸し出しや広報の発行等

他機関との連携・場所の提供、開放

3

- ・社協や高齢者施設と連携した介護予防の講習会
- ・あそびの教室など訓練会での利用
- ・地域と連携した防災研修
- ・血管年齢測定器など健康測定器を一定期間レンタルして地域住民に開放

「社会福祉法人 ふたば福祉会」の地域・社会貢献のための3つの柱

1. すべての障害者のゆたかな暮らしの実現をめざします。
2. 障がい者のねがいと多くの意見を尊重した運営をめざします。
3. 地域に根ざしはばひろく連携して事業をすすめます。

今後の展望



地域住民が気軽に立ち寄れる居場所を提供することで、社会福祉法人・地域住民、さらには地域住民同士のつながり構築をめざします！

2-3 地域組織の活動支援

地域における自発的な助け合い・支え合いを推進するため、地域組織の意義を再確認するとともに、地域組織の活性化により地域住民の連携と絆を強めて、自助・互助による地域福祉活動を推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域組織の諸活動に積極的に参加します。 ・地域組織での活動や交流の機会を通して、地域での情報共有や配慮が必要な方の状態の確認等を行うようにします。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化に寄与するために、地域組織の諸活動の運営支援や交流の場への参加について、積極的に行います。
町	<p>(1) 自治会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民にとって自治会は重要な拠り所であるため、地域福祉の推進の視点からも自治会活動を支援します。 ◆自治会活動に対する補助金の交付
	<p>(2) 各種団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人会、女性会等の地域組織への参加を促進するため、その必要性和活動内容を周知するとともに、地域福祉のために連携した取り組みを行います。 ◆広報紙等を活用した活動内容の発信 ◆各種団体との連携した取り組み 等

2-4 地域ネットワークの強化

地域福祉に関係する団体や関係者が緊密な関係を構築し、地域住民の多様で複雑化・複合化した悩みや困り事を各種会議や協議会等で把握・情報共有するとともに、社協や民生委員・児童委員との連携強化に努め、地域課題の解決に向けた動きを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等、様々な方への支援について、当事者目線で支援のあり方を考えます。
事業所等	・福祉サービス事業者はその専門性を生かして、ネットワークの構築に寄与します。
町	<p>(1) 地域課題の把握と情報共有</p> <p>・各種会議や協議会等で、地域組織と行政や社協及び各関係機関によるネットワークを構築し、福祉に関する情報共有や連携の強化を図ります。</p>
	<p>(2) 社会福祉協議会との連携</p> <p>・行政と社協が連携して、地域組織や民生委員・児童委員、ボランティア団体、各種団体等への支援を行います。</p> <p>・社協に配置されている生活支援コーディネーターを中心に、関係機関や事業所、住民とのネットワークを構築し、地域における生活支援体制の整備に取り組みます。</p>
	<p>(3) 民生委員・児童委員への支援</p> <p>・誰もが安心して生活できる地域づくりのため、地域におけるつなぎ役として地域の絆づくりを進めている民生委員・児童委員が、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。</p> <p>◆定例会（月例）の実施 ◆情報共有・連携 等</p>

コラム

町内活動

地域活動の最先端！
民生委員・児童委員の活動

民生委員は
気軽な相談相手です！

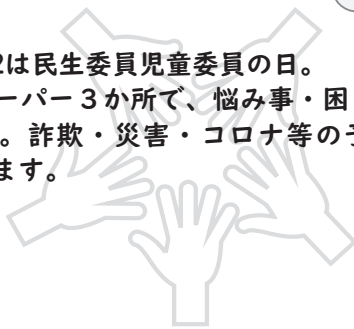
定例会・研修会

研修会を開き学習を深め、互いに情報交換。地域見守り協力員さんと共に、地域を見守ります。



街頭啓発

毎年5/12は民生委員児童委員の日。
町内のスーパー3か所で、悩み事・困り事に耳を
傾けます。詐欺・災害・コロナ等の予防啓発も
行っています。



保育所訪問

保育士たちと情報交換や、お祭りごっこ等の事業のお手伝いをしながら、子ども達とふれあ
います。
新型コロナウイルス感染症の影響で保育所訪問を控えていましたが、「また、来年も来て
ね」と交流のひとつを楽しみました。



2-5 誰もが住みやすい環境づくり

公共施設や歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動手段の確保等により、それぞれの地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の誰もが安全・安心に暮らせるよう、バリアフリー等、必要に応じた住宅改修に努めます。 ・自治会等において、今後、地域にどのような移動支援が必要かを話し合います。 ・運行維持のため、公共交通機関を積極的に利用します。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の建物・設備等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。 ・事業所等の活動を通して、移動支援活動について貢献できることはないか検討します。
町	<p>(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や歩道等について、改修や新設を行う際は、誰もが利用しやすいバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。
	<p>(2) 移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援の充実を図り、交通弱者が外出しやすいまちづくりに努めます。 ◆公共交通の維持 ◆デマンドタクシーの拡充 ◆医療機関への受診のための外出支援（対象者限定） 等

2-6 災害時の支援体制と感染症対策の推進

地域での助け合い・支え合いにより日頃から要配慮者を見守るとともに、災害時には情報共有による要配慮者の安否確認や支援を行える体制づくりを進めます。また、在宅介護や障がいの状況等により配慮が必要な方のための福祉避難所^(※)の確保や、社協を中核機関とする災害ボランティアの受け入れ体制づくりに努めます。

様々な感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、日常生活や地域福祉活動において感染症予防対策を実践できるよう、広報・啓発に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮が必要な方の状況を把握します。 ・ 自主防災組織^(※)を中心に、防災学習や防災訓練等に積極的に参加します。 ・ 常日頃からハザードマップの確認や災害に関する情報収集を心がけるとともに、緊急時に必要な飲食物・備品・薬等の準備をしておきます。 ・ 感染症の拡大防止と感染予防に努めます。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する災害教育や各種訓練等に取り組めます。 ・ 福祉サービス事業者においては、いざというときには高齢者や障がい者等、専門的な対応を要する人への支援に協力します。 ・ 感染症の拡大防止と感染予防に努めます。
町	<p>(1) 地域の防災体制の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自主防災組織等と連携し、避難誘導や避難訓練の実施等により、救出、援護、避難所運営等をはじめとする防災体制の充実を図ります。 ・ 学校、家庭、地域において、ハザードマップの活用、防災・減災の取り組み事例の紹介等による防災学習を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災訓練の実施 ◆ ハザードマップの作成 ◆ 防災学習の実施 等
	<p>(2) 災害時要配慮者の把握と情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を定期的に整理し、個人情報取り扱いに留意しながら関係機関と情報共有し、災害時に避難支援や安否確認等を必要とする人の把握に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難行動要支援者名簿の更新 ◆ 関係機関との情報共有・連携 等

町	<p>(3) 福祉避難所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、一般の避難所では対応が困難な高齢者や何らかの特別な配慮を要する在宅の人を対象として、福祉避難所を開設します。 <p>◆福祉避難所の確保</p>
	<p>(4) 感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や地域福祉活動において、様々な感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、三密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いの励行等の普及啓発に努めます。 ・感染症対策として効果的であるワクチン接種を推奨し、感染予防と感染時の重症化予防に努めます。



キーワードは「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない・ちかづかない」

保育所避難訓練

避難訓練



民生委員と地域の老人会と合同で、保育所の避難訓練のお手伝いをしました。
老人会等から声かけを行い、沿道の方々は皆さん協力的です。

子ども達の避難訓練を見守り、地域にあたたかい交流が生まれました。
日ごろの取り組みが災害時に活かされます。



基本目標3 安全・安心の福祉のまちをめざそう！

3-1 相談支援体制の充実

地域における身近な相談相手として、民生委員・児童委員や社協の活動の周知を図るとともに、行政窓口、社協、各専門相談機関の連携と機能強化に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、様々な相談内容を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや困り事があるときは一人で抱え込まずに、民生委員・児童委員、家族をはじめ、行政や社協等へ相談するようにします。 ・地域組織の諸活動や近所付き合いにおいて、互いの悩みや困り事を把握するとともに、深刻な悩みや困り事の場合は行政や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにします。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の際に、住民の悩みや困り事を聞いた際には、できるだけ悩みや困り事に耳を傾けるとともに、深刻な悩みや困り事の場合は、行政や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにします。
町	<p>(1) 包括的な相談支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の福祉関連窓口や地域包括支援センター^(※)、子育て世代包括支援センター、社協、西牟婁圏域障がい児・者相談センターにじのわ等との連携を深め、情報や課題の共有に努めるとともに、適切な支援へとつなげます。
	<p>(2) 地域における相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員による相談支援体制に加えて、地域組織での諸活動や近所付き合いで、互いの悩みや困り事を相談し地域での助け合い・支え合いを促進するとともに、必要に応じて行政や専門機関等につなげるように促します。

町	<p>(3) 就学前及び学校における相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなべ町地域子育て支援センター「こひつじランド」において、未就園児に関する子育て相談や育児講座、つどいの広場等、子ども同士や保護者同士の交流や様々な悩みの相談支援を行います。 ・小中学校に臨床心理の専門であるスクールカウンセラーを配置して、児童生徒、保護者、教職員からの様々な相談を受け付け、児童生徒の発達・学習面・心理面における支援を行います。 ・小中学校に社会福祉に関する専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを配置して、問題を抱えた児童生徒に対し、家庭、学校、関係機関と連携して、児童生徒の問題解決に向けた支援を行います。 ・子どもの悩みやひきこもり不登校等については、クレセール^(※)（適応指導教室）と協働して支援します。
	<p>(4) 消費者被害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法や契約トラブル等、住民が消費者被害にあわないように啓発に努めるとともに、被害にあわれた際には適切な相談支援につなげるよう取り組みます。 ・みなべ町生活支援体制整備事業に基づく「消費者安全確保地域協議会」において、消費者トラブルに関する事例、問題解決方法等について情報共有し、迅速な対応を行える体制の構築に努めます。 <p>◆行政、地域包括支援センター等による相談の受付 ◆消費者被害に関する啓発 等</p>

コラム

町内取組

オープンから22年！！

集いの広場 こひつじランド

パパやばあば・じいじ
皆さんと一緒に
お気軽にご利用ください！

みなべ町地域子育て支援センターこひつじランドができて22年です。

「みなべ町で子育てをしておられるママたちの出会いが広がりますように」「お子さんの生活リズムを整え、毎日の生活が楽しく過ごせますように」と、午前中を中心に集いの広場を開いています！



3-2 情報発信の充実

広報紙やホームページ等を充実することにより、住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。また、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等に対する情報内容の充実や、関係団体・機関と連携した多様な媒体による情報提供に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報物やホームページ等により、福祉の情報に関心を持つようにします。 ・ どのような相談窓口がどこにあるのかを把握します。 ・ 高齢者や障がい者、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方に対して、福祉に関する情報が適切に届くように配慮します。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所や福祉サービス事業者は、行政が発信する情報が地域住民に行き届くように協力します。
町	<p>(1) 情報発信と啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページ等について、見やすく分かりやすい紙面となるよう努めるとともに、各種制度、地域の情報やイベント等、住民が必要とする様々な情報提供に取り組みます。 ・ 広報紙やホームページ等について、高齢者や障がい者等の情報弱者になりやすい方もできる限り利用しやすいよう配慮します。 ・ 防災行政無線のデジタル化整備により、音声放送だけでなく、メールやSNSを活用した情報発信が可能となったため、今後の活用を検討します。
	<p>(2) 必要とされる方に情報が届く体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協や民生委員・児童委員、地域組織、ボランティア団体、関係機関とも連携して、一般住民をはじめ、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等、情報を必要とされている方に情報が行き届くよう努めます。
	<p>(3) 相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページ等での相談窓口の掲載をはじめ、福祉関連窓口や地域の事業所、公民館等でのポスターの掲示等により、住民に対して相談窓口の周知を図ります。

3-3 福祉サービスの充実

「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい児者プラン、障がい福祉計画、障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、福祉サービス提供体制の充実と質の確保に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用者（受け手）としてだけでなく、助け合い・支え合いの精神で住民それぞれができる役割を考えます。 ・高齢者や障がい者等について、自分もそのような状態になる可能性があることを自覚し、みんなで支え合う意識を持ちます。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業者はそれぞれの専門性を生かして、福祉の精神に基づいたサービスの提供と職員の資質の向上に努めます。
町	<p>(1) 高齢者への福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの一層の深化・推進のため、地域包括支援センターの機能を強化し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。 ・介護予防と重度化防止に資する取り組みや在宅医療・介護連携を推進するとともに、介護保険サービスの量と質の確保に努めます。
	<p>(2) 障がいのある人への福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度や状態、ライフステージ等に応じた適切な支援を充実するため、障がい福祉サービス等の量と質の確保に努めます。 ・障がいのある人が自立した生活を営めるよう、就労や住まい等に関する支援の充実に努めます。
	<p>(3) 子ども・子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健やかな成長をめざす保育・教育の充実と、子育て家庭への様々な支援を行うため、子ども・子育て支援に関する各施策やサービスの量と質の確保に努めます。

コラム

町内取組

高齢者福祉の総合窓口 地域包括支援センターの活動

目的

平成18年4月から設けられ、高齢者福祉の総合窓口として、町民の生活を総合的に支えていくための拠点となっています。

活動内容

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに生活できるよう、介護・福祉・健康等、様々な支援

- 高齢者やその家族などから介護や健康、福祉、その他生活上の様々な相談に応じます。
- いつまでも元気に暮らしていけるよう介護予防など色々なサービスを考えていきます。
- 安心して暮らせるよう成年後見制度の紹介や虐待の早期発見に努めます。

要介護認定の手続きから、介護予防サービス利用までお世話します。

1. 本人や家族から依頼を受けて、申請を代行
2. 要支援1・2に認定された方と話し合っ介護予防ケアプランを作成
3. 利用者がサービスを利用し始めた後も、利用者の状態の見守り
4. 一定期間後に介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうかを評価
5. 4の結果、介護予防ケアプランの見直しが必要な場合、より利用者にあったプランに再作成

一般介護予防運動教室



町内で実施の「我ら梅の里寝だまんず」。
参加者は、教室前後に体力測定を実施しています。
参加者からは、「夜もよく眠れるようになった。」「普段、筋肉を使っていないことがよくわかった。スムーズに歩けるようになった。」などといった声が聞かれました。今後は、寝だまんず自主サークルへ入り活動を続けます。



スタッフは主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士で構成。
認知症予備軍から重度認知症の方まで症状に応じた支援をします！

地域包括支援センターは、東本庄の保健福祉センター（ふれ愛センター）内にあります。

地域包括支援センター

TEL: 0739-74-8065 **24時間対応**

TEL: 0739-74-8066

3-4 様々な困難を抱える人への支援

誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、各世帯や一人ひとりの状況を把握して必要な支援が行き届くように努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、支援が必要な方の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。 ・ 地域組織において、支援を必要とする方への支援の検討をし、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者や子ども・子育て家庭について理解を深め、従業員の職場環境の改善につなげます。 ・ 障がい者雇用の可能性を模索し、積極的な雇用に努めます。
町	<p>(1) 制度の狭間等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援制度を利用する中において、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等も含め、西牟婁振興局と連携を持ちながら対象者を制限しない包括的な相談を行い、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。
	<p>(2) 自立支援や経済的支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり親家庭等について、様々な制度や事業を活用して自立に向けた就労支援や経済的支援を行います。 ・ 低所得者世帯等に対する経済的支援を行います。
	<p>(3) ひきこもり等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもりやこころの健康に不安を持つ住民に、適切な医療機関や社会復帰等の相談に対応します。 ◆ひきこもり相談会の実施（2ヶ月に1回） ◆行政窓口による相談対応（随時） 等
	<p>(4) 子どもの貧困対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭環境や経済的理由により子どもの成長が妨げられないよう、教育支援、生活支援、経済的支援に取り組みます。

3-5 虐待防止と権利擁護の推進

配偶者等に対する暴力や高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止に向け、通報・相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において周囲の虐待や暴力を気にかけるようにし、虐待や暴力の疑いのある場合は行政等の担当窓口や警察等の専門機関に相談します。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対して虐待や暴力に関する教育を行い、虐待や暴力の防止に努めます。
町	<p>(1) 虐待防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者、子ども等への虐待事案に対し、地域住民、社協、民生委員・児童委員や各種団体、関係機関と連携して、見守りや情報共有に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して早期発見、対応に努めます。 ◆行政窓口による対応 ◆地域包括支援センターによる対応 ◆みなべ町障がい者虐待防止センターによる対応 ◆みなべ町子ども家庭支援ネットワーク協議会による対応 等
	<p>(2) 成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター等において権利擁護に関する相談に応じるとともに、成年後見制度について周知し、必要な方への利用支援を行います。 成年後見制度における本人・親族申立てが困難な場合は、町長申立てや法人後見（社協）等につなぎます。
	<p>(3) 地域連携ネットワークの構築に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、権利擁護支援の必要な方の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等の地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築を検討します。

3-6 再犯防止の取り組みの推進

※「再犯防止推進計画」に該当

再犯防止推進法及び再犯防止推進計画に基づく国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした者等だけでなく、誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための息の長い支援を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現をめざします。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・犯罪をした者等やその家族等に対して温かく見守り、それぞれの立場でできる支援をします。
事業所等	・職員に対して再犯防止の取り組みへの理解を促進します。
町	(1) 「社会を明るくする運動」の推進 ・犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」を通して、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
	(2) 更生保護活動の充実 ・犯罪をした者等に対して保護司会等の更生保護関係の支援者・団体が展開する相談・就労支援等の充実と、更生保護司、更生保護女性会と民生委員・児童委員や社協等との連携を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進

計画の施策を推進するためには、地域住民、福祉サービス事業者、社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協力して活動を推進することが重要です。このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

(1) 地域住民の役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動に積極的に参加すること、近隣と協力すること等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取り組みを行うように努めます。

(2) 福祉サービス事業者の役割

高齢者・障がい者・子ども等への各種福祉サービスの充実は、地域住民が住み続けるために必要不可欠です。どの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

(3) 社協の役割

地域福祉の推進を担う社協は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題の解決に取り組む組織です。社協は行政と連携する中で、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談支援事業等、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

(4) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社協、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に応じた施策を推進します。

2. 計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社協、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取り組み状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理については、PDCAサイクル^(※)による評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

第6章 資料

1. みなべ町地域福祉計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、総合的かつ計画的に推進するため、みなべ町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、町民の意見を広く求め、計画に反映させるため、みなべ町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 社会福祉施設職員
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が、委嘱した日から令和5年3月31日までとする。ただし、計画策定上やむを得ないときは延長することがある。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、町長から要請のあったとき又は委員長が必要と認めるときに委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、みなべ町役場住民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2. みなべ町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	所属・職名	氏名	備考
1	みなべ町社会福祉協議会事務局長	土井 郁夫	委員長
2	みなべ町民生児童委員協議会会長	中家 長久	副委員長
3	みなべ町身体障がい者連盟副会長	日置 幸一	
4	みなべ町心身障がい児者父母の会会長	田上 彰	
5	なかよし福祉会なかよし作業所所長	溝西 安生	
6	やおき福祉会 すまいる所長 (指定障がい福祉サービス事業所)	安田 一美	
7	みなべ町給食ボランティアグループ代表	小谷 眞千子	
8	みなべ町長寿クラブ連合会会長	岡田 政吉	
9	みなべ町区長会会長	松川 嘉之	
10	みなべ町女性会副会長	畑崎 祐基子	
11	みなべ町母子保健推進員会会長	榎本 真由美	
12	みなべ町障がい者相談員	尾田 幸世	
13	教育学習課 幼児教育室	藤井 昌代	
14	みなべ町地域子育て支援センター (みなべ町愛之園こども園園長)	神谷 羊子	
15	みなべ町民生委員児童委員協議会	久保 眞澄	

※令和4年7月時点

3. 福祉に関する相談先

	相談種類	日程	時間	内容	担当課	連絡・予約先
1	育児なんでも相談	毎週月～金曜日	9:00～16:00	妊娠のこと、育児のこと等に関する相談。	健康長寿課	TEL：74-3337
2	介護・高齢者福祉相談	毎週月～金曜日	8:30～17:15	介護・認知症・権利擁護など、介護や高齢者福祉に関する相談。	地域包括支援センター	TEL：74-8065
3	こころの健康相談	毎週月～金曜日	8:30～17:15	こころの悩みや不安等に関する相談。	健康長寿課	TEL：74-3337
4	ひきこもり相談	毎週月～金曜日	8:30～17:15	ひきこもりに関する相談。(2ヶ月に一度専門スタッフによる相談も実施。)	健康長寿課	TEL：74-3337
5	DV(配偶者暴力)相談	毎週月～金曜日	8:30～17:15	配偶者やパートナーなどからの暴力に関する相談。	健康長寿課	TEL：74-3337
6	弁護士による無料法律相談	年6回(奇数月)要予約	13:30～15:00	弁護士による法律相談を実施。(利用料無料)	みなべ町社会福祉協議会 はあと館	TEL：72-5611
7	人権・行政相談	月1回	13:30～15:30	人権侵害や行政手続きに関する相談。	総務課	TEL：72-2051
8	消費生活巡回相談	第1・3木曜日	13:00～15:00	消費生活相談員による商品やサービスの契約に関するトラブル等の相談。	産業課	TEL：72-1337
9	生活お困り相談	第4火曜日	13:30～15:30	自立支援相談員(西牟婁振興局)による生活や就労の困りごと相談。	住民福祉課	TEL：72-2161

	相談種類	日程	時間	内容	担当課	連絡・予約先
10	「にじのわ」 障がい福祉相談	毎週 火曜日	13:30～ 16:30	障がいのある方やご家族の日常生活や社会生活に関する相談。	住民福祉課	TEL：72-2161
11	教育相談	毎週 月～金曜日	8:30～ 17:15	子育てや、こども園・保育所・学校生活に関する相談。	教育学習課	学校関係 TEL：74-2191 こども園 保育所 学童関係 TEL：74-3738
12	暮らしなんでも 相談	毎週 月～金曜日	9:00～ 16:00	日常の困りごと等、福祉専門の職員が相談対応。	みなべ町社会福祉協議会 はあと館	TEL：72-5611
13	子育て相談	毎週 月～金曜日	9:00～ 15:30	子育て中の不安やお子さんの相談事等への対応・支援。	みなべ町 地域子育て支援センター こひつじランド	TEL：74-2711

4. 用語の解説

	用語	解説
ア 行	アウトリーチ	直訳では「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では、生活上の課題を抱えながらも援助が届いていない個人や家族に対し、支援につながるよう積極的に働きかけること。
カ 行	核家族	夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯のこと。
	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業等の団体、そして行政等公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。
	クレセール	正式名称は「適応指導教室」。家庭にひきこもりがちな児童生徒への訪問指導及び保護者との面談、助言、また、メンタルフレンドと連携を図りながら不登校児童生徒の学習及び生活指導を行っている。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
サ 行	サロン	社会参加が困難になった高齢者や閉じこもりがちな高齢者が、身近な場所で気軽に集い、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。地域に交流の場をもうけることで、介護予防や仲間づくりや、近隣での「助け合い」・「支え合い」を育む地域づくりにもつながる。
	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、町内会等の地域住民を単位として組織された任意団体のこと。
	セーフティネット	セーフティネットとは「安全網」の意味で、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援する制度や仕組みのことをいう。
タ 行	男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保されること。男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされる。

タ 行	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会のこと。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市町村または老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人等のうち、市町村から包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。
ナ 行	認知症サポーター	認知症サポーターとは、市町村等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症を正しく理解し、自身のできる範囲で認知症の人や家族を見守り支援する応援者をいう。受講者には、認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が平成17年度より実施している「認知症を知り地域をつくる10か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるものであり、認知症サポーター養成講座の講師を務める人のことを認知症キャラバン・メイトという。
ハ 行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等の物理的障壁の除去、また、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去しようという考え方。
	ひきこもり	ひきこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学等の自宅以外での生活の場が長期間にわたって失われている状態」と定義され、一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけではなく、生物学的要因、心理的要因、社会的要因等が、様々に絡み合っ、「ひきこもり」という現象が生まれる。

ハ 行	P D C Aサイクル	事業活動等において、品質管理や進捗管理等を円滑に進める手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することが可能となり、計画を適切に推進することができる。
	福祉避難所	災害時に開設される学校等の指定避難所では生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等が避難するために町が開設する施設。
マ 行	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村の区域における民間奉仕者で都道府県の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。児童委員は、地域の子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う委員で、民生委員は児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と列記されることも多い。
ヤ 行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品等のデザインにおいて、障がいの有無等に関わらず、当初からすべての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインははじめから障壁がないようにデザインするという考え方に立つもの。

5. 策定の経緯

年	月日	内容	
令和4年	7月	住民意識調査及び関係団体調査の実施	
	7月28日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要説明 ・ 計画策定に係る調査について ・ 町の現状
	9月27日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民意識調査の結果報告 ・ 関係団体調査の結果報告 ・ 現状と課題 ・ 計画骨子案について
	11月16日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について
	12月	パブリックコメントの実施	
令和5年	2月2日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 計画最終案について

第4期 みなべ町地域福祉計画



発行 みなべ町

編集 みなべ町 住民福祉課

住所：〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742

TEL：0739-72-2161 FAX：0739-72-2191

発行年月 令和5年3月